

# 川崎区地域防災計画



川崎区役所  
令和7年3月

# 目次

## 第1章 総則

1 基本方針	6
（1）川崎区地域防災計画の目的	6
（2）川崎市地域防災計画との関係	6
（3）区民及び事業者の基本的責務	6
（4）男女共同参画の視点への配慮	7
（5）被害の想定	7
2 川崎区の概要	8
（1）自然的条件	8
（2）社会的条件	9

## 第2章 災害予防計画

1 防災組織体制	10
（1）川崎区災害対策本部	10
（2）防災関係機関	10
（3）自主防災組織	11
（4）その他の組織の活用	11
（5）横浜市鶴見区及び川崎市幸区との連携	11
2 備蓄について	11
（1）交付対象者	11
（2）備蓄品目	12
（3）備蓄倉庫について	12
（4）企業・事業者における備蓄	12
（5）帰宅困難者用備蓄	12
（6）児童生徒用備蓄	12
3 避難施設	13
（1）広域避難場所	14
（2）一時避難場所（いっときひなばしよ）	14
（3）避難所	14
（4）避難所補完施設	14
（5）避難所のネットワーク	14
（6）施設の整備	15
（7）災害時の情報伝達手段	15
（8）避難所運営会議	15
（9）避難路の確認	15
4 緊急輸送体制	15
（1）緊急交通路の周知	16
（2）緊急輸送路の周知	16
（3）緊急通行車両の確認の申出	16
5 災害に強い地域づくり	16
（1）防災知識等の普及・啓発	16
（2）自主防災組織等の育成・強化	17
（3）自主防災組織以外の団体への活動支援	18
（4）防災ネットワークづくりの推進	18
（5）地区防災計画の提案等	19
（6）防災訓練の実施	19

(7) 家庭における防災対策 .....	20
(8) 企業・事業所における予防対策 .....	21
6 災害に強いまちづくり .....	21
(1) 建築物の耐震・不燃化の促進 .....	21
(2) 倒壊・落下物防止対策 .....	22
(3) 河川災害の防止等 .....	22
(4) 液状化の危険性の周知 .....	22
(5) 上下水道施設の安全対策 .....	22
(6) 道路・橋りょう施設の安全対策 .....	22
(7) 高潮の対策 .....	22
(8) 臨海部防災対策計画 .....	23
(9) 空家等対策 .....	23
7 災害時要配慮者対策 .....	23
(1) 地域と連携した共助体制の確立 .....	23
(2) 個別避難計画 .....	25
8 外国人等に対する対策 .....	25
(1) 防災知識の普及・啓発 .....	25
(2) 外国人等に対する避難方法の周知 .....	25
9 混乱防止及び帰宅困難者対策 .....	25
(1) 帰宅困難者一時滞在施設の確保 .....	25
(2) 情報収集伝達体制の整備 .....	26
(3) 区主要駅等周辺における対策 .....	26
10 津波対策 .....	26
(1) 予防対策 .....	26
(2) 活動体制 .....	26
(3) 津波警報・注意報等の受伝達 .....	27
(4) 津波警報発表時等の措置 .....	27

### 第3章 初動対策計画

1 初動体制の確立 .....	28
2 区本部の設置 .....	29
(1) 災害対策本部の構成 .....	29
(2) 震災対策時の区本部配備体制 .....	30
(3) 風水害対策時の区本部配備体制 .....	31
(4) 都市災害・国民保護事象に関する動員体制・基準 .....	32
(5) 区役所の閉鎖などの市民サービスの停止等 .....	32
(6) 区本部の運営及び所掌事務 .....	32
(7) 区本部による応援要請 .....	34
3 災害情報の収集・伝達及び広報 .....	34
(1) 情報の収集 .....	34
(2) 情報の伝達 .....	34
(3) 広報・広聴 .....	34
4 現地調整所 .....	35
(1) 目的 .....	35
(2) 設置 .....	35
(3) 廃止 .....	35
(4) 設置及び廃止の報告 .....	35
(5) 現地調整所の基本的機能 .....	35
(6) 現地調整所の組織等 .....	36

(7) 現地調整所の各班所管事項及び調整役 .....	37
(8) 現地調整所の設置位置 .....	37
(9) 現地調整所の資機材等 .....	37
(10) 現地調整所に係る推進事項 .....	38
5 地域における救助・救護等（区民の初期行動） .....	38
(1) 消火活動 .....	38
(2) 救助活動 .....	38
(3) 応急手当 .....	38
(4) 通報 .....	38

## 第4章 災害応急対策計画

1 避難対策 .....	39
(1) 避難行動の種類 .....	39
(2) 風水害時の避難における注意事項 .....	39
(3) 避難情報 .....	39
(4) 警戒区域の設定 .....	40
(5) 緊急避難場所・避難所の開設 .....	40
(6) 避難誘導 .....	41
(7) 避難所の管理運営（避難所運営本部） .....	41
(8) 避難所の閉鎖及び統合 .....	42
(9) 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等 .....	42
2 帰宅困難者対策 .....	42
(1) 区本部の支援 .....	42
(2) 駅前滞留者対策 .....	43
(3) 協定による各種団体の支援 .....	43
3 医療救護・福祉対応 .....	43
(1) 医療救護活動体制の整備 .....	44
(2) 医療救護班等の編成・活動 .....	47
(3) 市内における医療資源等の確保 .....	48
(4) 災害時の福祉対応 .....	48
4 物資等の供給 .....	49
(1) 飲料水・生活水の供給 .....	49
(2) 食料等の供給 .....	49
(3) 生活必需品等の供給 .....	50
(4) 災害用トイレの供給 .....	51
5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い .....	51
(1) 行方不明者・遺体の捜索 .....	51
(2) 遺体の取扱い .....	51
6 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 .....	52
(1) 建築物の応急危険度判定 .....	52
(2) 資機材等 .....	52
(3) 被災宅地危険度判定 .....	53
7 防疫・保健衛生 .....	53
(1) 防疫対策 .....	53
(2) 環境・食品衛生対策等 .....	53
(3) 保健衛生対策 .....	54
8 ごみ・し尿処理 .....	54
(1) ごみ処理 .....	54
(2) し尿処理 .....	54

(3) 災害用トイレ .....	54
9 消防対策 .....	54
(1) 警防体制 .....	54
(2) 警防活動 .....	55
(3) 救急活動 .....	55
10 警備活動 .....	55
(1) 警備体制 .....	55
(2) 災害応急対策 .....	55
11 ライフライン・鉄道.....	55
(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社） .....	55
(2) ガス（東京ガス株式会社） .....	56
(3) 上水道（川崎市上下水道局） .....	56
(4) 下水道（川崎市上下水道局） .....	56
(5) 電話（東日本電信電話株式会社） .....	56
(6) 鉄道 .....	56
12 公共施設等 .....	56
(1) 学校 .....	56
(2) わくわくプラザ .....	57
(3) 市の管理施設 .....	57
(4) 大規模集客施設 .....	57
(5) 緊急輸送路 .....	57
(6) 生活道路 .....	57
13 防災関係機関の活動拠点 .....	57
(1) 警察の活動拠点 .....	57
(2) 自衛隊の活動拠点 .....	57
(3) 消防機関の活動拠点 .....	58
(4) 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点 .....	58
(5) 重症者等の後方搬送拠点 .....	58
(6) 水道事業者の活動拠点 .....	58
(7) ライフライン事業者の活動拠点 .....	58
(8) 他都縣市等からの応援の活動拠点 .....	59
14 災害ボランティア .....	59
(1) 一般ボランティア .....	59
(2) 専門ボランティア .....	59

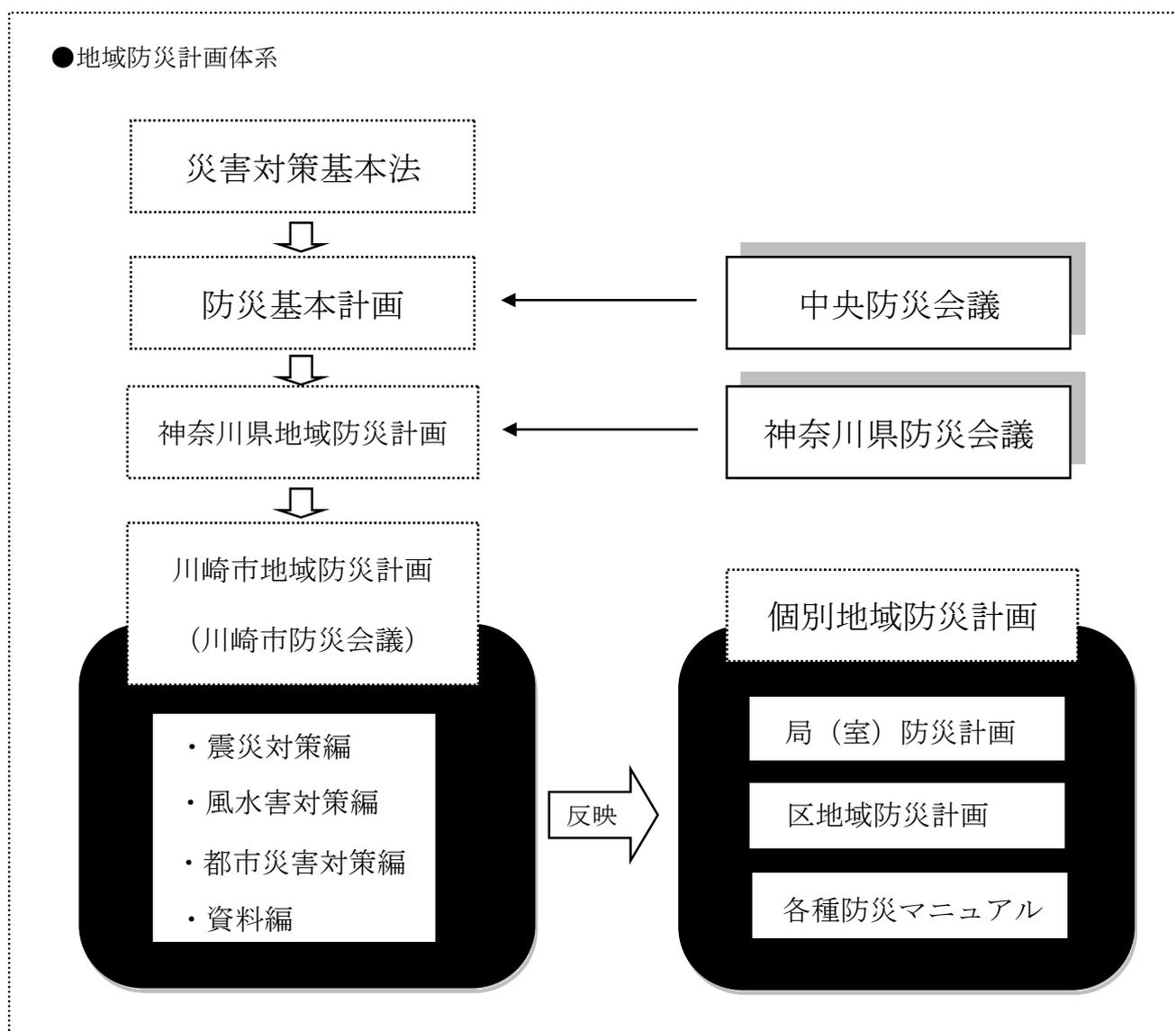
## 第5章 区民生活の安定

1 被災者の生活支援 .....	60
(1) 相談窓口の開設 .....	60
(2) 弔慰金・見舞金等の支給 .....	60
(3) 市税等・保険料等の減免措置等 .....	60
(4) 罹災証明書の交付 .....	60
2 被災者の住宅確保 .....	61

## 第6章 南海トラフ地震に係る対応

1 主旨 .....	62
2 南海トラフ地震の震度等 .....	62
3 南海トラフ地震に関連する情報 .....	62
(1) 南海トラフ地震に関連する情報.....	62
(2) 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象.....	63

(3) 南海トラフ地震臨時情報の伝達.....	64
4 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応.....	64
(1) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応.....	64
(2) 広報.....	65
(3) 区による事前対応.....	65
5 市民・事業所等の対応.....	65
(1) 市民等の対応.....	65
(2) 事業所等の対応.....	65



## 第1章 総則

### 1 基本方針

震災や風水害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つです。また、行政が行う「公助」とともに区民一人ひとりが、自らの身を守る「自助」という自覚を持って、平常時から災害に備えるとともに、災害時には、自発的に地域での災害応急活動へ参加するなど、互いに助け合う「共助」がきわめて大切です。

川崎区では区民・事業者・行政の協働により「自助」・「共助」・「公助」の理念に基づいた防災体制を構築し、地域における防災力の向上を図ります。

区 分	基 本 理 念
自 助 (個 人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共 助 (地 域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公 助 (行 政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、区域を守る。

#### (1) 川崎区地域防災計画の目的

「川崎区地域防災計画」（以下、「本計画」という。）は、区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的に実施することにより、区民一人ひとりの防災意識の向上や安全で安心な地域生活環境の確保を図り、もって地域社会全体の防災力の向上を図ることを目的とします。

本計画の策定にあたっては、計画の目的を達成するために必要となる災害時等における区民及び区役所等の責務を明確にし、区の実情や地域特性を踏まえて策定し、区民にわかりやすく提示します。

また、毎年検討を加え、必要な修正を行います。

なお、本計画は震災及び風水害対策を主な内容としていますが、他の災害等においてもこれを準用することとします。

#### (2) 川崎市地域防災計画との関係

本計画は、災害対策基本法（以下、「法」という。）第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地域防災に関する計画「川崎市地域防災計画（以下、「市計画」という。）」の個別防災計画であり、市計画及び関係法令等との整合性及び関連性を有するものとします。

#### (3) 区民及び事業者の基本的責務

##### ア 区民の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、区民は地震及び地震防災並びに風水害等に関する知識の習得に努め、過去の災害から得られた教訓を伝承し、相互に協力するとともに、市や区が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められます。

平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において最低3日間、推奨1週間分以上の飲料水・食料や災害用トイレ、非常用品等の備蓄をできるように努めてください。

また、行政や地域が行う防災訓練に積極的に参加し、地震が発生した場合には、出火の防止や初期消火その他必要な応急処置をとれるよう備え、発災時、的確に実行してください。

##### イ 事業者の基本的責務

事業者は震災の防止について、常に配慮するとともに、市や区が実施する地震防災や風水害対策に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防

災や風水害対策に必要な体制の確立に努め、発災時、行政機関との連携を図り、的確に対策を実行してください。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要があります。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事業所内に留まることや、そのために必要な備蓄に努めるとともに、地域住民と協力し周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

#### (4) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっています。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、区では、本計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、地域防災活動における女性の参加割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

#### (5) 被害の想定

本市では、これまで昭和63年、平成9年、平成22年及び平成25年に地震被害想定調査を行い、調査報告書を公表してきました。平成25年調査では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、平成22年調査の「川崎市直下の地震」を再調査しました。

こうした調査結果から、現在、本市に最大の被害をもたらす想定地震としては「川崎市直下の地震」とされることから、本計画策定においても想定地震とします。

地震規模：マグニチュード (M) 7.3 川崎区最多震度：6弱 発生日時：冬の18時

#### 【建物被害】

	揺れ		液状化		急傾斜地崩壊		合計	
	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)
区	6,281	10,473	262	491	0	0	6,543	10,964
市合計	21,566	48,089	497	1,088	266	621	22,329	49,798

#### 【地震火災】

	出火	延焼
	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
区	36	3,987
市合計	243	16,395

#### 【り災世帯】

り災世帯			
全壊世帯 (世帯)	半壊世帯 (世帯)	焼失世帯 (世帯)	合計 (世帯)
14,622	24,501	9,762	48,885
57,456	126,733	44,868	229,057

#### 【人的被害】

	建物倒壊				急傾斜地崩壊		屋外落下物	
	死者 (人)	入院者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
			重傷	軽傷				
区	168	139	330	2,235	0	0	1	27
市合計	521	517	1,164	8,777	11	210	1	81

	家具転倒		ブロック塀		火災		合計	
	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
区	4	52	3	112	59	1,224	235	3,980
市合計	17	227	20	685	249	4,678	819	15,822

### 【ライフライン】

	上水道		下水道	
	被害数 (箇所)	断水世帯 (1～3日後) (世帯)	被害延長 (km)	機能支障世帯 (直後) (世帯)
区	81	64,996	8	86,845
市合計	391	351,337	29	276,022

	通信・電力			都市ガス	LPガス
	電柱被害 (本)	不通 (回線)	停電件数 (直後) (世帯)	供給停止件数 (件)	ガスボンベ被害 (世帯)
区	—	—	66,682	267,972	97
市合計	7,856	129,450	399,050	～546,882	955

### 【生活支障等】

	避難者(避難所)			災害用トイレ	震災廃棄物		
	1～3日後 (人)	10日後 (人)	28日後 (人)	必要個数 (1～3日後) (個)	がれき発生量		
					可燃物 (千トン)	不燃物 (千トン)	合計 (千トン)
区	67,689	59,970	36,127	1,128	225	900	1,125
市合計	361,077	266,632	162,472	6,018	576	2,305	2,881

	自力脱出困難者	エレベーター停止		直接経済被害	
	(人)	停止台数 (基)	閉じ込め台数 (基)	建物被害(揺れ・液状化) による被害 (億円)	合計 (億円)
区	117	2,065	2	13,609	—
市合計	396	7,352	6	32,041	40,336

### 【その他】

	道路橋	鉄道	港湾	医療機能	主要駅前滞留者(私用等の目的)					
	大規模損傷 (箇所)	1日後不通路線 (路線数)	被害バース (バース数)	1～3日間来院者数 (人)	川崎駅 (人)	武蔵小 杉駅 (人)	武蔵溝 ノ口駅 (人)	登戸駅 (人)	新百合 ヶ丘駅 (人)	合計 (人)
市合計	0	9	17	16,481	19,128	4,745	6,364	1,847	2,532	34,616

## 2 川崎区の概要

### (1) 自然的条件

川崎区は、川崎市の最も東側に位置し、北側は多摩川をはさみ東京都大田区に、南側は神奈川県横浜市の鶴見区に、西側は幸区に隣接しています。

地形は、多摩川の最も下流にあたり、JR川崎駅および京急川崎駅を起点に東側の東京湾に広がっています。市内で唯一海に面している区であり、臨海部は埋立てにより形成されています。面積は40.25平方キロメートルで、川崎市全体の約27.9パーセントを占めています。

## (2) 社会的条件

明治時代から第二次世界大戦にかけて東京から工場移転等により市街地化が進み、川崎区の東部から南部にかけては、東海道本線、京浜東北線、京急本線、国道15号線、産業道路、首都高速道路等が通り、地域生活は川崎駅を中心とした商業地寄りの中央地区、多摩川寄りの大師地区、横浜市寄りの田島地区の3つの地区に分かれています。

第2次世界大戦後、臨海部では京浜工業地帯が形成され、長年にわたり日本の経済を牽引してきた石油コンビナートが立地し、これに伴い、公害問題などさまざまな都市問題が生じたが、環境改善に向けた取組を進め、現在は、過去の経験で培われた高度な環境関連技術が生み出され、世界有数の環境技術を持つ企業が数多く立地するなど、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積した先端産業都市の中核として成長を続けており、臨海部の殿町地区では、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンス・環境分野などの先端技術の研究開発拠点の整備が進められています。一方、東扇島では交通の利便性が高いことから多数の物流倉庫が集積し、また、羽田連絡道路や臨港道路東扇島水江町線の建設など、更なる交通網の整備が推進されています。

市の玄関口である川崎駅東口周辺地区には、駅東西の回遊性の向上を図るため、北口自由通路が整備されたほか、官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地として充実した都市機能を有しており、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

また、工場跡地等では多くの中高層化した大規模マンションの建設が進められている一方で、市街地形成が古いため、狭あい道路や木造住宅が多く、大規模な火災の延焼等の危険性がある木造密集市街地が存在します。

さらに、区の特徴の一つとして外国人市民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特性も見ることができます。

## \*人口・世帯数等

1 人口 231,675人（男性124,804人、女性106,871人）

2 世帯数 128,277世帯

3 人口密度 5,756人/km<sup>2</sup>（市内で最も低い）

※臨海部に工業地帯が広がっているため

4 区民の平均年齢 44.7歳

5 高齢化率（65歳以上の人口割合） 22.3%

6 外国人居住者数 19,924人（市内で最も多い）

7 事業所数 10,362ヶ所（市全体の25.1%）

8 事業所で働く従業者数 158,157人（市全体の28.9%）

9 市内で唯一昼間人口が夜間人口を上回っている

（1～3は令和7年2月1日現在、4、5は令和6年10月1日現在、6は令和6年12月末現在、7、8は令和3年経済センサス、9は令和2年国勢調査）

## 第2章 災害予防計画

### 1 防災組織体制

#### (1) 川崎市災害対策本部

川崎市災害対策本部（以下「区本部」という。）は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に設置される川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）を構成する機関です。参集した関係職員により、区役所の総合的な災害応急対策を推進するために、平常時から次の組織体制に向けて、必要な準備を行います。

##### ア 区本部の構成と職員編成

区本部長・・・・・・・・区長

区本部要員・・・・・・・・区役所において区本部及び同事務局を構成する職員

区副本部長・・・・・・・・副区長

区本部員・・・・・・・・各部長及び区本部長が指名した職員

区調整員・・・・・・・・市本部からの緊急連絡等を受けて、その分掌事務（区連絡員）を遂行するための連絡・調整活動を行う職員

区本部事務局員・・危機管理担当職員及び指定された職員

区業務継続要員・・・・・・・・区役所の各職場において、業務継続計画に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員

班連絡員・・・・・・・・部内各班の連絡調整を担う職員

\*避難所運営要員・・各避難所において住民や教職員とともに避難所運営に当たる職員

\*区初動対応支援職員・・夜間・休日に災害が発生した場合、30分以内に参集できる他局職員を初動対応支援職員と位置づけ、区本部が設置されるまでの間の初動体制の整備、情報収集及び伝達を行います。

(\*・・・本庁職員)

#### (2) 防災関係機関

区長は、防災関係機関等との連携強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。

##### ア 神奈川県警察（川崎警察署及び川崎臨港警察署）

災害の発生に伴い、発生地を管轄する警察署は署長を長とする警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市災害対策本部及び区本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。

##### イ 指定地方行政機関

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所及び京浜河川事務所、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、横浜地方气象台

##### ウ 自衛隊

陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部

##### エ 指定公共機関

日本郵便(株)、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、東京ガス(株)、東京電力パワーグリッド(株)、日本赤十字社等

##### オ 指定地方公共機関

京浜急行電鉄(株)、臨港バス(株)、京急バス(株)、(公社)神奈川県医師会等、(一社)神奈川県トラック協会等

##### カ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(一社)川崎建設業協会（道路河川等応急対策、復旧用資機材・人材確保）、セレサ川崎農業協同組合、(公社)神奈川県LPガス協会、金融機関、社会福祉施設管理者、(公社)川崎市医師会等

##### キ 住民組織

自主防災組織、町内会・自治会、管理組合など

### (3) 自主防災組織

自主防災組織は、区民が自分たちの住むまちを自分たちで守るという信念と責任において結成され、日常から区民一人ひとりの意識の高揚と知識の向上を図り、地域の連携による迅速、的確な防災活動を行うことを目的に地域の実情にあった活動を行っています。

川崎区においては主に各町内会・自治会、管理組合を単位とした自主防災組織が各種活動を行っています。＜資料1＞

### (4) その他の組織の活用

#### ア 企業市民（企業の経営者とそこで働く人々）

区内に事業所等を置く企業自らが立地する地域の安全確保に努めることは、企業市民としての責務であり、平常時から事業所等の自衛消防組織等の育成に努めるほか、積極的に自主防災組織、地域住民等との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図ります。

#### イ 防災協力事業所

本市では、平成22年度から川崎市防災協力事業所登録制度を開始し、事業所も地域の一員として、平常時から地域活動を通じて、地域との交流を深めるとともに、災害が発生した直後、できる範囲内で防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧のため、貢献していただく制度です。

平常時から事業所と地域が連携する体制づくりを進めることで、地域防災力の強化を推進します。また、登録事業所を市のホームページで公表しております。＜資料2＞

### (5) 横浜市鶴見区及び川崎市幸区との連携

防災対策において、隣接する行政同士が相互に連携・協力することにより、地域住民へのさらなる安全・安心を提供するため、平成27年11月に横浜市鶴見区及び川崎市幸区と「包括連携協定」を締結しました。

鶴見区と幸区の区民が相互に、避難所の訓練に参加するなど、「顔の見える関係づくり」を進めています。

## 2 備蓄について

自らの身の安全は自ら守るのが防災の基本であり、平常時から、各家庭において飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要がありますが、特に震災時は、家屋の倒壊や焼失等により、多数の避難者の発生が予想されます。そのため、本市では、自助・共助を基本としながらも、食料・飲料水、生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材等を備蓄します。

### (1) 交付対象者

市で備蓄している物資の交付対象者は「震災の発生により、家屋の全壊、焼失のため、避難所で生活することを余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な者」としています。

『川崎市備蓄計画（平成29年4月改訂）』では、川崎区における交付対象者は31,371人と想定されています。

(2) 備蓄品目

家屋の全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約3日間において、必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品などを選定します。

種類	品目		
食料・飲料水	わかめご飯 (アルファ化米)	白粥 (アルファ化米)	粉ミルク
	飲料水	簡易食料(クッキー)	
生活必需品	毛布	紙おむつ	生理用品
	哺乳瓶	トイレットペーパー	
資器材	シャベル	つるはし	掛矢(両口ハンマー)
	脚立	防水シート (ブルーシート)	ロープ
	トランジスタメガホン	発電機	投光器
	コードリール	折畳式リヤカー	斧(手斧)
	炊事器具セット	鍋・釜	コンロ
	カセットコンロ (ボンベ3本附属)	バール	ガソリン携行缶
	非常用ガソリン缶詰	バルーン型LED 投光器	消火ホースキット
	ランタン	携行型多機能ライト	エアマット
	車いす	テント	
その他	災害用トイレ	衛生用品	ラジオ

(3) 備蓄倉庫について

市では、阪神・淡路大震災の教訓を活かし、迅速な物資供給を図るため、食料・飲料水、生活必需品、資器材及びトイレなどの公的備蓄物資を地域防災拠点(市立中学校)に備蓄することとしています。

しかしながら、東日本大震災では、地震や津波の影響により、道路の寸断や避難所間における物資の融通が行えなかったことなどにより、避難所間において、物資の品目や数量に差異が生じていました。

こうしたことから、市では、発災直後から必要な公的備蓄物資について、あらかじめ各避難所に備蓄することとし、地域防災拠点(市立中学校)だけでなく、各避難所(市立小学校等)についても、独立型備蓄倉庫を整備しています。

(4) 企業・事業者における備蓄

企業・事業者は、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、食料・飲料水や資器材を備蓄しておく必要があります。また、従業員についても、歩きやすい服や靴などを備えておくことが必要です。

(5) 帰宅困難者用備蓄

大規模地震等が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、帰宅困難者等が発生し、多くの滞留者による混乱が予想されます。川崎駅及び臨海部を対象として、22,840人分の物資を帰宅困難者一時滞在施設等に備蓄しています。

(6) 児童生徒用備蓄

市立小学校及び特別支援学校では、市内震度5強以上の地震が発生した場合は、児童を保護者に引き渡すまで一時保護することとしており、市立中学校及び市立高等学校については、保護者と学校で、

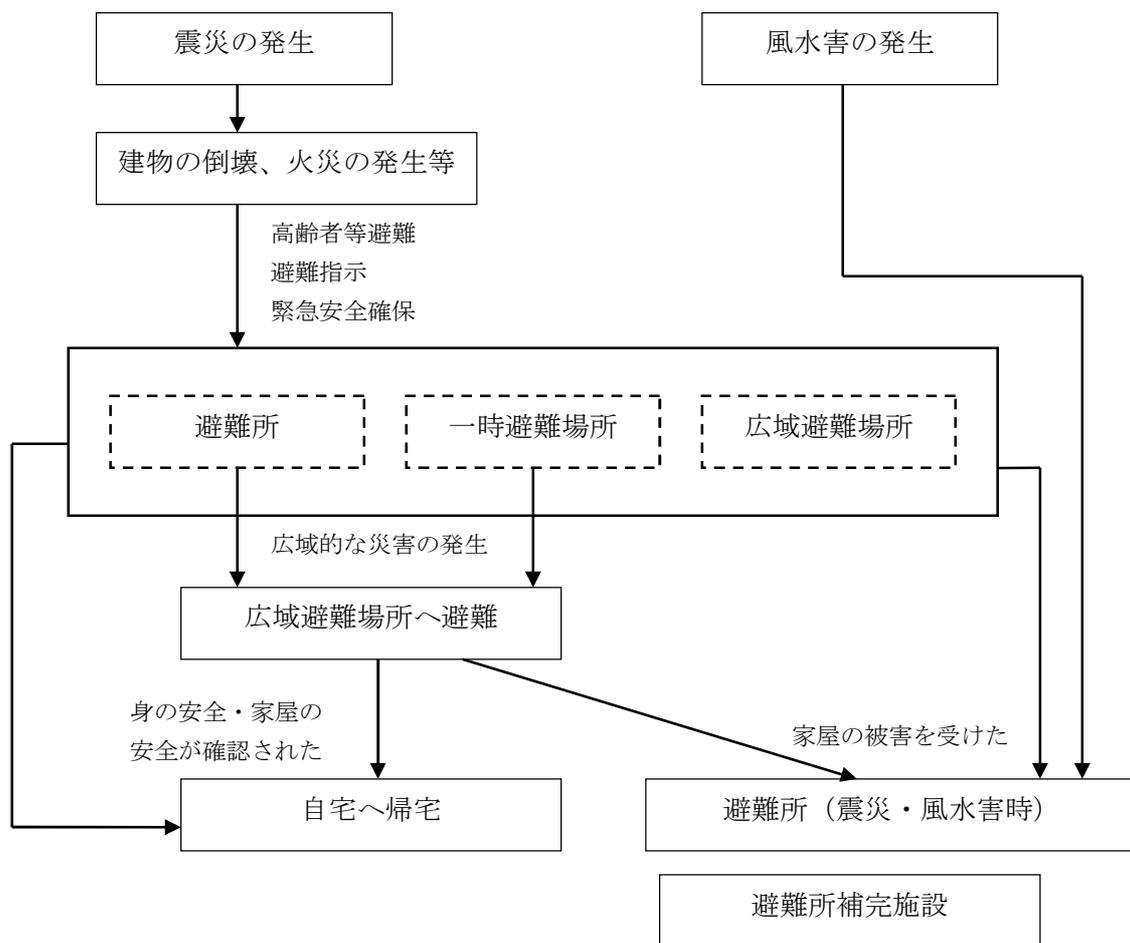
生徒1人ごとに一時保護するか、帰宅させるかを事前に取り決めていきます。

一時保護する場合には、物資が必要となるため、避難者用の公的備蓄とは別に、児童・生徒用の備蓄を行うこととし、各学校において、必要な食料や飲料水、非常用ランタン等の生活必需品の備蓄を行います。

### 3 避難施設

災害が拡大し、区民の生命及び身体に危険が迫った場合において、区民の安全を確保するため、原則として小学校の通学区域を基本に関係局区と協議の上、周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で地域防災拠点（市立中学校）のほか、市立小学校をあらかじめ避難所として指定しています。

また、広域的な災害が発生した場合の避難場所として、広域避難場所を指定しています。



※指定避難所・・・災害対策基本法に基づき、災害によって自宅に住めなくなってしまった場合などに避難生活を送る場所として定めるものです。市内の市立小中学校から指定しています。

※指定緊急避難場所・・・災害対策基本法に基づき、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、災害の種類ごと（洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象等）に定めるものです。市内の市立小中学校等や、広域避難場所の中から指定しています。

※緊急避難場所・・・主に風水害時において避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の指定緊急避難場所、避難所補完施設及びその他の施設の中から、災害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し区職員等を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣します。緊急避難場所の運営にあ

たつては、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら実施します。

#### (1) 広域避難場所

震災及びその二次災害により、広域にわたって大きな被害が発生した場合、区民が被害から逃れるため必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等を広域避難場所として指定しています。

広域避難場所は、地震等による家屋の倒壊や火災など広域で大きな被害が予想されるときに避難する場所です。

##### 【川崎区内広域避難場所一覧】

拠点施設名	所在地
富士見公園（一帯）	川崎区富士見1丁目・2丁目
大師公園	川崎区大師公園1
小田公園	川崎区小田4-20-38

※富士見公園（一帯）には、川崎競馬場、川崎競輪場、川崎富士見球技場（原則として屋外スペース）を含む。

#### (2) 一時避難場所（いつときひなんばしょ）

地域住民が災害（建物の倒壊、火災の延焼拡大、危険物の流出・漏えい等）から身の安全を図るため、一時的に避難する場所です。地域特性に応じて公園や空地、市民防災農地なども利用することができます。

市民防災農地とは、市本部が設置される大地震災害が発生したときに、農地を市民の一時避難場所として使用します。また農地所有者の許可を得て仮設住宅建設用地・復旧用資材置き場として利用させていただき、災害時に市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものです。

#### (3) 避難所

あらかじめ指定している避難所（市立小・中学校）は、高齢者等避難・避難指示の対象となる者、震災及び風水害による被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者が避難する場所です。この避難所の役割は、一時受入、保護、生活機能の確保を目的としており、災害発生直後の緊急的な避難として活用されるだけでなく、危険が去った段階において、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設です。

なお、避難所は小学校区域を基本に町丁単位で指定されていますが、被害の状況により、他の避難所においても受入れを行います。＜資料3＞

#### (4) 避難所補完施設

住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設を確保し風水害時の補完施設として活用します。また、区長は震災時において、あらかじめ指定された避難所だけでは避難者の収容が困難と認めた場合において、安全性を確認した上で避難所補完施設の利用を図ります。＜資料4＞

#### (5) 避難所のネットワーク

##### ア 地域防災拠点

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとしています。

【川崎市における地域防災拠点の一覧】

施設名	所在地	拠点内避難所
大師中学校	川崎市大師河原 2-1-1	殿町小学校、東門前小学校
南大師中学校	川崎市四谷上町 2-4-1	大師小学校、四谷小学校
川中島中学校	川崎市藤崎 2-1-9-1	川中島小学校、藤崎小学校
桜本中学校	川崎市池上新町 1-2-4	田島支援学校桜校、さくら小学校
臨港中学校	川崎市浜町 2-1-1-2-2	大島小学校、渡田小学校
田島中学校	川崎市小田 2-2-1-7	東小田小学校
京町中学校	川崎市京町 3-1-9-1-1	小田小学校、浅田小学校
渡田中学校	川崎市渡田向町 1-1-1	新町小学校、東大島小学校、向小学校、田島小学校
富士見中学校	川崎市富士見 2-1-2	旭町小学校、市立川崎高校・附属中学校、宮前小学校
川崎中学校	川崎市下並木 5-0	川崎小学校、京町小学校

イ 中学校区防災ネットワーク連絡会議

災害時の避難所では、居住スペースや物資の不足、傷病者の増加等、各避難所運営会議だけでは解決できない問題が生じることが考えられます。

地域防災拠点である中学校を中心に、中学校区内の各避難所運営会議が連携し、避難所における問題解決を図るための組織が、中学校区防災ネットワーク連絡会議です。＜資料5＞

(6) 施設の整備

市立小・中学校の耐震調査を行い、対策が必要な学校については、耐震補強工事の実施や体育館のガラスの飛散防止措置を行います。また、災害時要援護者が不安なく安全な生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めます。

(7) 災害時の情報伝達手段

避難所と区本部の情報受伝達手段として、移動系防災行政無線の整備を行っています。また、地域防災拠点及び避難所に避難してきた区民に対して災害情報を伝達するため、屋外受信機や災害時有線電話である特設公衆電話の整備を行っています。

(8) 避難所運営会議

避難所の管理運営は避難所ごとに区民と区とが連携して行う必要があるため自主防災組織を中心に、地元ボランティア、施設管理者、PTA等で避難所運営会議を構成し、避難所における業務について、それぞれの役割の確認を行い、その避難所の特性に合わせた避難所運営マニュアルを作成し、的確な管理運営を図ることとしています。

また、必要に応じてマニュアルの見直しを行い、定期的に避難所開設訓練を実施します。

なお、被災時には、男女のニーズの違いなどにより、男女双方の視点からの配慮が必要となることから、避難所運営会議への女性委員の積極的な参画を推進します。

(9) 避難路の確認

区民が迅速かつ安全に避難できるように、区では、「川崎市防災マップ川崎区版」や「備えるかわさき」、「洪水ハザードマップ川崎区版」、「内水ハザードマップ川崎区版」、「高潮ハザードマップ川崎区版」、「津波ハザードマップ」を区民に配布することにより、避難所の位置や避難路等を区民へ周知するとともに、日頃から避難路等の安全性等について確認しておくように啓発します。

＜資料6＞

4 緊急輸送体制

発災後の一般車両の使用は、一刻を争う緊急車両の運行の支障となるばかりでなく、被害を受けたり、避難者で混乱したりしている道路を走行することになり、交通事故等の二次被害を起こすことにもなり

かねませんので、避難には車を使用しないでください。県、市は震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保しています。緊急交通路には県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と、市が事前に指定する緊急輸送路とがあります。

(1) 緊急交通路の周知

緊急交通路は震災時に被災者の避難や救急活動、消火活動等に使用する緊急車両に限って通行できる道路です。



(2) 緊急輸送路の周知

緊急輸送路は震災時に被災者の避難及び医薬品・食料・飲料水等の緊急物資の搬送を速やかに実施するための道路です。規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的な重要路線で、他の道路に先駆けて優先的に通行の確保をする第一次緊急輸送路線と、第一次緊急輸送路線を補完し、地域内での災害救助活動等に使用する第二次緊急輸送路線があります。

緊急交通路 (川崎区管内)	緊急輸送路 (川崎区管内)	
	第一次路線	第二次路線
首都高速道路	一般国道132号	県道 扇町川崎停車場
国道15号	一般国道409号	県道 川崎町田
県道6号 (東京大師横浜)	主要地方道 東京大師横浜	市道 南幸町渡田線
国道132号	主要地方道 川崎府中	市道 殿町夜光線
国道409号 (県道川崎府中を含む)	市道 駅前本町線	市道 皐月橋水江町線
	市道 川崎駅東扇島線	市道 池田浅田線
	市道 千鳥町1号線	市道 富士見鶴見駅線
	市道 東扇島1号線	市道 大師大島線
	内貿6号線	市道 小田32号線
	緑地前道路	市道 白石町2号線 他
	船溜道路	
	幹線5号道路	
	外貿9号道路	

(3) 緊急通行車両の確認の申出

災害時に緊急交通路として指定された路線を通行するためには、緊急通行車両であることについて県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受ける必要があります。

区では災害時に備え、所有するすべての車両について、県公安委員会に対して緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受けています。これにより災害時の確認審査が省略され、迅速に確認証明書・標章が交付されます。

5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限にとどめるためには、区民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人（企業市民を含む）・地域・行政が協働して、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図ります。

(1) 防災知識等の普及・啓発

様々な機会を活用し、子どもから大人までのあらゆる年齢層の区民に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図ります。なお、市内に居住する外国人市民の方々に対して防災意識の普及・啓発

を行い、防災行動力の向上に努め、災害時の被害を最小限に食い止めるために、『備える。かわさき』多言語版(英語・中国語・韓国朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語)、やさしい日本語版をホームページに掲載し、周知を行っています。

#### ア 啓発方法

- (ア) 市政日より、『備える。かわさき』、『川崎市防災マップ』、各種ハザードマップの広報・啓発
- (イ) 防災講演会、ぼうさい出前講座の開催
- (ウ) 各種イベントでの防災用品の展示及び区防災コーナーの活用
- (エ) 川崎市及び区ホームページでの啓発
- (オ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発
- (カ) 防災訓練や災害図上訓練の実施
- (キ) 防災関係図書等の貸出(ぼうさいライブラリー)
- (ク) その他

#### イ 啓発内容

- (ア) 災害に関する基礎知識
- (イ) 災害時にとるべき行動と避難のタイミング
- (ウ) 災害に対する日常の備えと心構え
- (エ) 気象予報等発表時にとるべき行動
- (オ) 企業の防災対策
- (カ) 企業と地域住民との連携
- (キ) 避難所等の周知
- (ク) 各種ハザードマップによる危険区域等の周知
- (ケ) 区役所及び防災関係機関等の防災対策
- (コ) 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて
- (サ) 災害に関する情報の入手方法
- (シ) 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など
- (ス) その他必要な事項

## (2) 自主防災組織等の育成・強化

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要です。地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織が迅速かつ確かな防災活動が行えるように、区は自主防災組織の育成・指導に努めるとともに、自主防災組織を中心とした、地域のコミュニティづくりを推進します。

なお、地域防災活動において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進します。

#### ア 自主防災組織の活動

##### (平常時)

- ・地域住民への防災知識・技能の普及
- ・地域実態の把握
- ・防災訓練の実施
- ・防災用資器材等の整備・点検
- ・協働による自主防災組織の活性化

##### (災害時)

- ・災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・避難誘導活動
- ・救出・救護活動
- ・初期消火活動
- ・避難所運営

#### イ 自主防災組織の活性化の推進

区は、災害に強い地域づくりを目指すため、自主防災組織が実施する防災訓練等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次のような支援を行い、地域防災のリーダー的人材を養成し、地域の災害対応力の向上を図っています。

##### (ア) 川崎区自主防災組織連絡協議会の支援

自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、区との連携を密にし、地域防災の向上を図るために、川崎区自主防災組織連絡協議会を支援し、自主防災組織の活性化を図ります。＜資料7＞

##### (イ) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動が円滑かつ効果的に行われるように、自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、地域防災力の充実・強化を図ります。

##### (ウ) 防災資器材購入に対する補助

自主防災組織の災害時の活動に必要な防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の向上を図ります。＜資料8＞

##### (エ) 地域防災活動への助成

自主防災組織の日常的な活動（防災訓練、広報、研修等）を活性化するために活動助成金を交付し、地域防災体制の充実を図ります。＜資料9＞

##### (オ) 防災資器材の備蓄場所の確保

防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

##### (カ) 自主防災組織への助言等

自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、可能な限り、必要な助言等を行います。

#### (3) 自主防災組織以外の団体への活動支援

市内で活躍する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、市の施策や公益財団法人等で行われる補助制度などの活用について周知します。

#### (4) 防災ネットワークづくりの推進

地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進します。

##### ア 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会等、様々な分野で活躍している人たちや団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進します。

## イ 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動

		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換等	災害時の避難所運営の検討を行い、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整等	避難所の運営

### (5) 地区防災計画の提案等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援制度の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できるものとします。

市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとします。

### (6) 防災訓練の実施

区民、企業、区役所及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と災害に対する行動力を醸成するものとします。

#### ア 市総合防災訓練（九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民等）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）を考慮した適切な日に市内全域を対象として、九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民、企業等が一体となって、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を7区輪番制で実施します。

#### イ 川崎区総合防災訓練

区では、毎年複数回、区民、企業、防災関係機関等と連携し、地域の特性に応じた実践的な訓練を実施します。

#### ウ 行政、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

##### （ア）区役所の訓練

区本部設置訓練及び情報受伝達訓練、区本部各班の事務分掌に応じた所管業務訓練等を実施します。

##### （イ）防災関係機関の訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施します。

##### （ウ）自主防災組織の訓練

「自助」「共助」という防災の基本に即した訓練を実施します。また、実施に際しては、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の保護に配慮した訓練とします。

区、消防局、上下水道局、環境局では、自主防災組織の要請に基づき実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施します。

##### （エ）事業所等の訓練

災害発生時に顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を、各種防災計画・マニュアル等に基づき実施します。

## エ 訓練の検証

区及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災対応力の向上を図ります。

## (7) 家庭における防災対策

### ア 家庭内備蓄等

災害が発生した場合、家屋の倒壊、焼失により、その時点から区民は生活に支障をきたすことが考えられます。食料等は地域防災拠点にも備蓄されていますが、それらには限りがあり、救援物資が各地から届けられ被災者に配布されるまでには、数日かかることが予想されます。そのため、区民は、災害時に備えて、家庭内備蓄や非常持出品の準備に努める必要があります。

#### (ア) 最低3日分以上の備蓄品（できれば7日分以上の準備）

飲料水（一人1日3ℓ）、保存食品（パックの御飯、乾麺、カップラーメン、缶詰等）、携帯トイレ（一人1日当たり5回分）、乳幼児の粉ミルク・離乳食、その他個人が必要とするもの等【備蓄食料に適したもの】

- ・日常生活にも使え、かつ長期的保存に耐えられるもの
- ・持ち運びや調理に手間のかからないもの
- ・必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの

#### (イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医療品、薬、雨具、防寒具等季節や家族の構成を考え、必要に応じた物を用意し、家屋被害等も想定した適切な場所に保管します。

### イ 家屋の安全対策

#### (ア) 家具の転倒及び落下物の防止対策

日頃から、家具類の配置や転倒防止措置を行い、家の中に安全な空間を確保しておきます。

ガラスの飛散防止や落ちると危険な物を家具の上などに置かないことは迅速な避難や2次災害の防止にもつながります。特に、寝室には注意が必要です。

#### (イ) 家屋周辺（ブロック塀、排水溝等）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行うとともに、水害時に排水が速やかに行われるよう、日頃から自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか点検し、清掃を行います。

### ウ 家族防災会議の推奨

災害の発生に備え、日頃から家族で避難場所や実際の避難経路、被災した時の連絡方法等を確認するとともに、地域における役割分担などについて話し合うことで、家族の安全と地域の防災力向上につながっていきます。

### エ 高層集合住宅の防災対策

高層集合住宅は、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられますが、地震等によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階の居住者の上下移動が困難となり、自立生活に大きな支障をきたすことが明らかになっています。また、長周期振動により高層部で揺れが大きく、長時間揺れるなどの特有な被害が懸念されています。家庭における予防対策に加え、以下のような対策にも取り組むように努めてください。

#### (ア) 震災対策用施設の整備と管理

ライフラインが復旧するまでの間、高層階の居住者が自立生活できるように次の施設の整備と適正な管理に努めてください。

- ・防災備蓄スペース  
必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用します。
- ・防災対応トイレ  
常用の電源が復旧するまでの間、低層階に避難した居住者が共同で使用します。

(イ) 安全対策

居住者は、管理組合とともに防災対策として整備された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことができる住環境の形成に資するよう努めてください。また、個々の家庭においては、家具の固定などの安全対策にも努めてください。

(8) 企業・事業所における予防対策

災害発生時には、施設や設備等の被災により、企業活動が停止する可能性があります。企業・事業者は、事業活動が停止したり、二次災害が発生したりしないよう、自らの責任と負担において、事業所の危険箇所を把握するとともに、安全対策を実施するなど、あらかじめ業務継続計画の策定等各種災害に対処する防災体制を充実させる必要があります。

ア 企業・事業所ができること

(ア) 人的被害・直接経済被害の減少

耐震化の推進、企業内備蓄、防災環境の整備など

(イ) 被害軽減を促進する防災力の向上

地域における防災環境の整備、市民、行政との連携強化、防災意識の醸成

(ウ) 震災からの回復力の向上

初動期の混乱防止、医療救護体制の整備、避難体制の推進、災害時要援護者対策の推進、生活安定対策の推進

(エ) 地域住民等との連携

地域社会の一員として、地域住民や市等と協力相互連携した災害応急活動や日頃からの訓練の実施

イ 減災に向けた取組例

(ア) 備品及びO A機器などの転倒・落下防止対策

(イ) ガラスの飛散防止

(ウ) 停電時等の対策（非常用電源装置、照明器具など）

(エ) 非常用食料や飲料水の備蓄（3日分以上を目安に）

(オ) 業務継続計画や災害発生時の対応マニュアルの作成

(カ) 従業員やその家族との連絡方法を事前に決めておく

(キ) 避難した場所ごとの行動

(ク) 震災のレベルに応じた対策の検討

6 災害に強いまちづくり

(1) 建築物の耐震・不燃化の促進

ア 一般建築物（木造住宅等）

木造住宅及び特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵・処理を行う建築物、地震によって倒壊した場合、道路をふさぐおそれのある建築物）や分譲マンションの耐震性を高める制度を周知し、市民の生命、身体及び財産の保護を図ります。

(ア) 川崎市木造住宅耐震診断士派遣制度（まちづくり局）

(イ) 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度（まちづくり局）

(ウ) 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度（まちづくり局）

(エ) 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度（まちづくり局）

(オ) 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度（まちづくり局）

イ 公共建築物

区役所総合庁舎をはじめとする公共建築物は、災害時において情報収集伝達、応急救護活動、医療救護、避難収容等の拠点施設となることから、耐震、不燃化等の総合的な安全対策を図ります。また、「町内会館・自治会館」についても、改築や耐震改修補助などの支援により、計画的に耐震性を確保し、拠点の機能確保や市民の安全確保を図ります。

## (2) 倒壊・落下物防止対策

市は、建築物の窓ガラス、外壁、広告物等の破損、落下やブロック塀の倒壊は、人命を危機にさらすだけでなく、避難、救助活動等の障害となるので、建築物の耐震化の促進やパトロール等を実施し、危険なものに対する改善指導などの対策を行います。

## (3) 河川災害の防止等

市及び神奈川県並びに国土交通省京浜河川事務所は、市内を流れる多摩川・鶴見川水系の河川について計画的な整備を行います。

また、災害対策基本法の改正などにより、記載内容の一部を変更し、令和4年10月に新しい洪水ハザードマップ（区版）を作成しています。

## (4) 液状化の危険性の周知

強い地震動や長い揺れによって、地下水を含んだ砂質の地盤が液体のように流動化し、地盤が部分的に沈下します。この沈下によって、地下埋設物の損壊や建物の傾斜などの被害があります。

区内については、本市の地震被害想定調査報告書において、幸区、中原区とともに、「液状化が発生する可能性が極めて高い地域」に指定されています。

川崎区では、この被害想定調査のデータ等を公表・配布するなど、液状化の危険性を周知しています。

## (5) 上下水道施設の安全対策

### ア 上水道施設

上水道は、市民生活に欠くことができない重要な社会基幹施設であることから、市所管局において、水道施設の安全性の強化に向けた防災対策の推進を図ります。

- (ア) 取水・導水・浄水施設の耐震化、機能確保
- (イ) 送・配水施設の耐震化、機能確保
- (ウ) 応急給水・応急復旧体制の確立

### イ 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための都市の基幹的な施設であることから、市所管局において、災害に備えて下水道施設の防災対策の推進を図ります。

- (ア) 下水管きよの耐震性の向上等
- (イ) 水処理センター、ポンプ場、スラッジセンターの耐震・耐津波対策と液状化防止対策の実施
- (ウ) 応急復旧体制の確立

## (6) 道路・橋りょう施設の安全対策

### ア 道路の安全性の向上

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割が極めて重要であることから、着実な維持・整備に努めるとともに、優先的に緊急交通路及び緊急輸送路の安全対策を図ります。

### イ 橋りょうの安全対策

緊急輸送道路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害のおそれのある跨線橋など、優先度の高い橋りょうの耐震対策を実施します。また、横断歩道協については、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し、避難や応急活動等が著しく阻害されるため、引き続き安全性の向上を図るための点検・整備を推進します。

## (7) 高潮の対策

県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表します。

市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図ります。

ア 最大規模の高潮の発生が想定される台風

(ア) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級

(イ) 移動速度 (73km/h) ※伊勢湾台風級

(ウ) 半径 (75km) ※伊勢湾台風級

イ 想定される水深・浸水継続時間等

(ア) 最大高潮水位 T. P. +3.29m (川崎区)

(イ) 最大浸水面積 川崎区27 k m<sup>2</sup>、幸区7.4 k m<sup>2</sup>、中原区1 k m<sup>2</sup>

(ウ) 最大浸水深 約5m (幸区)

(エ) 最大浸水継続時間 36時間 (川崎区)

## (8) 臨海部防災対策計画

区は防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地事業所等と関係局とで構成された川崎臨海部防災協議会等において、情報や意見の交換、提案を行うとともに、孤立化した際の情報受伝達訓練の実施など、関係機関と連携し風水害への対策の推進に努めます。

また、災害直後においては帰宅困難者の発生も予想されるため、帰宅困難者用一時滞在施設（臨海部 10 施設）の周知・啓発及び備蓄品の整備に努め、併せて毎月各施設との情報連絡手段の確認を行います。

## (9) 空家等対策

適切な管理のされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させるおそれがあることから、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、地域住民からの相談や空家情報に対しては、関係局と連携して対応し、情報共有を行います。

また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、関係局と連携し、適切な対応を行います。

## 7 災害時要配慮者対策

災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいいます。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者といいます。区は、関係機関との協力連携により支援体制の整備を推進します。

### (1) 地域と連携した共助体制の確立

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、啓発・訓練を実施するなど、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進します。

なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要です。そのため、区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、次の取組を推進します。

ア 自助・共助の推進

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、自らの安全確保を図るため、避難などに関する情報の収集に努めるものとします。

また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めるものとします。

#### イ 災害時要援護者避難支援制度

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、区は、在宅で生活する要配慮者のうち、支援希望の申込みによって、避難支援制度登録者名簿を作成し、この名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域の支援組織に配布します。

支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとします。

- (ア) 登録番号
- (イ) 氏名カナ
- (ウ) 氏名漢字
- (エ) 年齢
- (オ) 性別
- (カ) 住所
- (キ) 連絡先
- (ク) 世帯状況
- (ケ) 身体状況
- (コ) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (サ) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (シ) 知的障害（障害程度）
- (ス) 精神障害（障害等級）

また、災害時には支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとします。

#### ウ 災害時要援護者情報の活用

災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者を含め、上記イに掲げる情報を、福祉制度の庁内システムを活用して把握するとともに、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新します。また、災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとします。

#### エ 公助による支援体制の整備

災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で災害時要援護者に関する情報を共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとします。

また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとします。

#### オ 災害時における情報伝達体制の整備

要配慮者（特に災害時要援護者）や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用します。

#### カ 要配慮者に配慮した備蓄等の実施

食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとします。

#### キ 防災訓練への参加

自主防災組織及び地域住民等と要配慮者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、要配慮者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。

#### ク 家庭や地域での防災対策の推進

ひとり暮らし高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯及び障害者等の安全確保を図るため、防災器具や防災製品の普及の推進を図ります。

また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立します。

## (2) 個別避難計画

福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成するとともに、庁内システムを活用して市と区で計画内容の共有を図り、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進します。

## 8 外国人等に対する対策

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとします。

### (1) 防災知識の普及・啓発

外国人（旅行者等の短期の訪日外国人を含む）向けに、「備えるかわさき（やさしい日本語版）」や6言語による防災啓発冊子を活用し、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めます。

また、災害時に適切な避難ができるよう、「わたしの防災手帳」、マイタイムライン作成の啓発やいざという時に自ら消火活動ができるよう消火器等による訓練を実施し、外国人の防災力向上に努めます。

### (2) 外国人等に対する避難方法の周知

災害発生時に外国人等がスムーズ、かつ、安全に避難所等に避難できるよう、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識(行動)等の普及・啓発に努めるものとします。

## 9 混乱防止及び帰宅困難者対策

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買い物客、ビジネス客、観光客等の滞留者や帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想されます。また、臨海部の橋りょうやトンネルに通行支障が生じた場合、島部が孤立化し一時的に訪問者が滞留するおそれもあります。

膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される期間（災害発生直後から数日間）は、人命救助が最優先となり、行政による支援は、「救命救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」「共助」が基本となります。

### (1) 帰宅困難者一時滞在施設の確保

平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めます。また、帰宅困難者一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努め、帰宅困難者一時滞在施設利用者用の飲料水や防寒シート、簡易トイレ及び食料を備蓄するとともに、駅周辺及び地下街等の通路についても、歩行者等の通路を確保した上で、必要に応じて一時滞在場所として活用します。

### 【川崎区帰宅困難者一時滞在施設】

	施設名称	地域	所在地
1	川崎地下街アゼリア	川崎駅	川崎区駅前本町2 6 - 1
2	川崎日航ホテル	川崎駅	川崎区日進町1
3	川崎商工会議所（川崎フロンティアビル）	川崎駅	川崎区駅前本町1 1 - 2
4	京急川崎駅前ビル	川崎駅	川崎区砂子1 - 3 - 1
5	川崎市教育文化会館	川崎駅	川崎区富士見2 - 1 - 3
6	カルッツかわさき	川崎駅	川崎区富士見1 - 1 - 4
7	川崎競輪場	川崎駅	川崎区富士見2 - 1 - 6
8	東扇島福利厚生センター（マリンプラザ）	臨海部	川崎区東扇島7 8 - 1
9	かわさきファズ物流センター	臨海部	川崎区東扇島6 - 1 0
10	川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）	臨海部	川崎区東扇島3 8 - 1

11	浮島処理センター	臨海部	川崎区浮島町509-1
12	かわさきエコ暮らし未来館	臨海部	川崎区浮島町509-1
13	川崎市船客待合所	臨海部	川崎区千鳥町15-7
14	入江崎総合スラッジセンター	臨海部	川崎区塩浜3-24-12
15	川崎エコタウン会館	臨海部	川崎区水江町6-6
16	大川町産業会館	臨海部	川崎区大川町9-2
17	浅野町工場会館	臨海部	川崎区浅野町1-4

## (2) 情報収集伝達体制の整備

主要駅及び帰宅困難者一時滞在施設と連携し、優先電話の途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況、市内の災害情報等の各種の災害情報の関係機関相互の情報連携体制を整備します。

## (3) 区主要駅等周辺における対策

区内所在の交通事業者、帰宅困難者一時滞在施設、警察、消防、商業施設、公共機関等で構成されている川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会の連携により、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制策や帰宅困難者への支援及び安全確保に向けた対策を図ります。

## 10 津波対策

神奈川県が平成24年3月に公表した津波浸水予測のうち、本市における浸水域、浸水深が最も大きい「慶長型地震」による津波被害を考慮した防災体制の整備に係る諸事業及び津波警報等が発表された場合の区の活動体制について、必要な事項を定めるものとします。

### (1) 予防対策

#### ア 情報伝達体制の整備

インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM（かわさきFM）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するとともに、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図ります。

#### イ 防災意識の啓発

「海辺では“地震の次は津波”という認識を持ち、津波警報等を待たずに避難する。」ということを中心として、防災啓発冊子、防災講演会、ぼうさい出前講座等あらゆる機会を活用して、津波に関する正しい知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図ります。

#### ウ 備蓄倉庫の備蓄物資の配置

各学校等の備蓄倉庫の備蓄物資の配置について、津波による浸水を考慮した対応を行います。

### (2) 活動体制

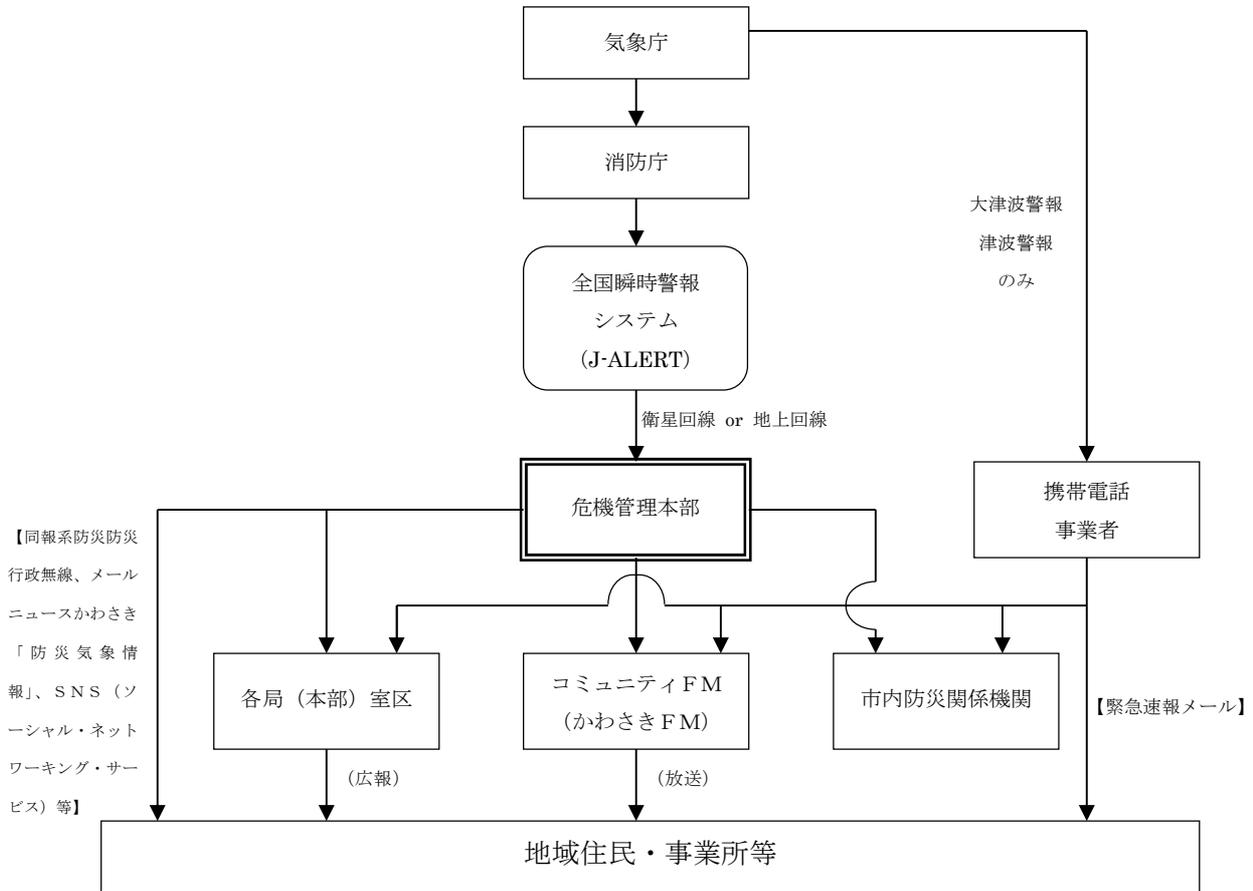
地震の発生等により区本部が設置されている場合は、その体制によるものとします。

発表された警報・注意報の種類	活動体制
津波注意報	区災害警戒体制
津波警報	区災害対策本部
大津波警報	区災害対策本部

(3) 津波警報・注意報等の受伝達

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとします。

<大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統図>



ア 住民等への情報伝達

住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM（かわさきFM）、同報系無線、サイレン等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた高台や、津波避難施設等への避難を広報するものとします。なお、広報車による伝達の際には、津波による広報車への被害が生じないよう安全を確保しながら行うものとします。<資料10>

(4) 津波警報発表時等の措置

市長（その補助執行機関として区長、消防署長）は、大津波警報、津波警報を覚知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、同報系無線等により避難指示等の情報伝達を行うものとします。

### 第3章 初動対策計画

#### 1 初動体制の確立

災害対策を迅速に行うために、必要な体制を整え、応急対策活動を実施します。休日夜間においても対応する必要があるため、職員連絡網を整備し、電話やメール等による連絡体制及び配備体制を確保します。また、業務継続計画（BCP）や災害対策マニュアルを整備します。

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができることから、被害の発生や拡大を防止するための体制をあらかじめ整え、警戒にあたり、適切な応急対策活動を実施します。

#### 地震・風水害時の警戒体制

名称	震災対策時の体制	風水害対策時の体制
災害警戒体制	市内で震度5弱又は5強の地震があったとき	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいときその他市長が設置の必要を認めるとき
災害警戒本部		大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき
災害対策本部	市内で震度6弱の地震を観測し、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合	大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表するなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき その他市長が設置の必要を認めるとき

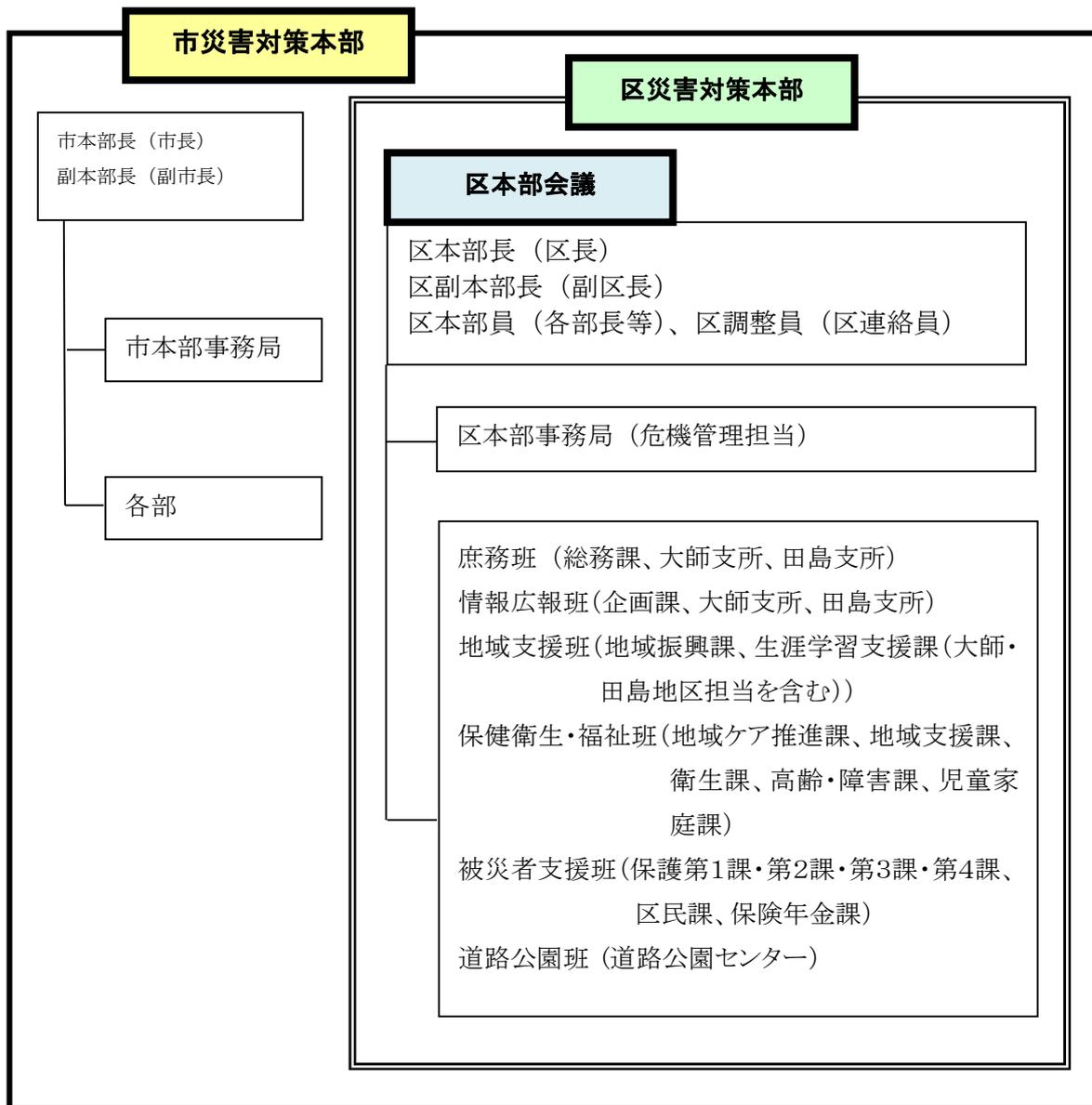
## 2 区本部の設置

### (1) 災害対策本部の構成

区本部は、川崎市内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に設置される、市本部を構成する機関です。区本部は区本部長（区長）が指揮監督します。ただし、区本部長の不在時は、区副本部長（副区長又は区本部長が任命した職員）がその職務を代理します。

また、副区長を事務局長とする区本部事務局を設置します。

休日夜間においても対応する必要があるため職員連絡網を整備し、電話やメール等による連絡体制及び配備体制を確保します。



(2) 震災対策時の区本部配備体制

ア 職員の構成

区本部長・・・・・・・・・・区長

区本部要員・・・・・・・・・・区役所において区本部及び同事務局を構成する職員

- 区副本部長・・・・・・・・副区長
- 区本部員・・・・・・・・各部長及び区本部長が指名した職員
- 区調整員・・・・・・・・市本部からの緊急連絡等を受けて、その文章事務を  
(区連絡員) 遂行するための連絡・調整活動を行う職員
- 区本部事務局員・・危機管理担当職員及び指定された職員

区業務継続要員・・・・区役所の各職場において、業務継続計画に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員

班連絡員・・・・・・・・部内各班の連絡調整を担う職員

\*避難所運営要員・・各避難所において住民や教職員とともに避難所運営に当たる職員

\*区初動対応支援職員・・夜間・休日に災害が発生した場合、30分以内に参集できる他局職員を初動対応支援職員と位置づけ、区本部が設置されるまでの間の初動体制の整備、情報収集及び伝達を行います。

(\*・・・・本庁職員)

イ 震災時動員配備基準

基準	配備区分	参集	備考
川崎市内で震度5弱の地震があったとき	指示を受けた「区本部要員」及び「区業務継続要員」、「避難所運営要員」	指示により参集	被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と区民からの問合せ等の対応を強化する。
川崎市内で震度5強の地震があったとき	事前に指定する「区調整員(区連絡員)」、「区本部要員」	自動参集	被害状況の把握と区民からの問合せ等への対応を強化する。
	指示を受けた「区本部要員」及び「区業務継続要員」、「避難所運営要員」	指示により参集	
川崎市内で震度6弱以上の地震があったとき	全職員	自動参集	

※「市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したときをいいます。

ウ 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時の動員配備基準

基準	配備区分	参集	備考
津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき	指示を受けた「区本部要員」、「区業務継続要員」	指示により参集	情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する
津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき	「区本部要員」、「区業務継続要員」、「避難所運営要員」	自動参集	
	上記以外の職員	指示により参集	
津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき	全職員	自動参集	

(3) 風水害対策時の区本部配備体制

配備	体制	動員発令の目安	動員対象	応急活動内容例
1号動員 (大雨:浸水対応動員) (大雪:注意報レベル)	警戒体制	【大雨】・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表 【大雪】・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	区調整員(区連絡員)、道路公園班	・区調整員(連絡員) 危機管理本部、応急活動要員、関係機関等と連絡調整  ・道路公園班 【大雨】道路・橋りょう・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、道路・公園施設利用者の安全確保等 【大雪】道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋りょう・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等
2号動員 (大雨:土砂災害警戒対応動員) (大雪:警報レベル対応)		【大雨】・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表 【大雪】・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	上記の増強	
3号動員 (大雨:土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員) (大雪:相当数の被害発生時の対応)	警戒本部	【大雨】・高齢者等避難、又は避難指示を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合 【大雪】・複数の区で相当数の被害が発生した場合、又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記の増強に加え、大雨時は避難所管理要員	・区本部設置体制 庶務班、情報広報班、地域支援班、被災者支援班、保健・衛生福祉班、道路公園班、他必要な班
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は 災害対策本部	【大雨】・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し又は発生するおそれが大きい場合 【大雪】・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の増強に加え、区本部会議構成員	
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	全職員	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による

所属	1号	2号	3号	4号	5号
区役所(道路公園センター除く)	区調整員	5~10%	10~50%	50~80%	100%
道路公園センター	区調整員	20~50%	50~80%	80~100%	100%

《参考》

気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

特別警報	大雨(土砂災害)、大雨(浸水害)、大雨(土砂災害・浸水害)、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮、天津波警報、噴火警報(居住地域)、緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)【洪水の特別警報は無い】
警報	大雨(土砂災害)、大雨(浸水害)、大雨(土砂災害・浸水害)、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温
その他	土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

(4) 都市災害・国民保護事象に関する動員体制・基準

ア 動員体制

種別	動員体制
1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため、情報収集及び伝達を行うことができる体制とする。
2号配備	局地的な被害が予想される場合、又は災害が発生し、更に被害地域の拡大が予想される場合で、応急対応活動を行うことができる体制とする。
3号配備	災害の発生が複数の区（又は区域）に渡り、更に拡大の可能性が強く、被害拡大を防止するために必要な応急対策活動ができる体制とする。
4号配備	複数の区（又は区域）において被害が甚大となり、更に拡大する可能性が強く、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制とする。
5号配備	区内全域に発生した被害に対し、区の総力を挙げて対処する体制とする。

イ 動員配備基準

所 属	1号	2号	3号	4号	5号
区役所（道路公園センター除く）	区調整員	5～10%	10～50%	50～80%	100%
道路公園センター	区調整員	5～20%	20～50%	50～80%	100%

(5) 区役所の閉鎖などの市民サービスの停止等

区本部は大規模な風水害が予測される場合において、市本部の決定に基づき速やかに市民サービスの縮小又は停止を実施し、市長に報告を行う。また広報を通じて市民等へ周知を行う。

(6) 区本部の運営及び所掌事務

区本部長は、被災地での災害応急対策を実施するため、区本部会議を開催し、市本部の決定事項に基づき、関係機関と連携を図りながら、応急対策について審議・決定し、応急活動を実施します。

ア 区本部事務局（危機管理担当）

<p>&lt;事務分掌&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部の設置、区本部会議の開催に関すること。</li> <li>2 市本部及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 応急復旧計画に関する立案及び実施に関すること。</li> <li>4 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保、警戒区域等に関すること。</li> <li>5 区職員の動員の調整に関すること。</li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
---

イ 庶務班（総務課、大師支所、田島支所）

<p>&lt;事務分掌&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関すること。</li> <li>2 参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関すること。（区役所・支所）</li> <li>3 区職員の厚生に関すること。</li> <li>4 応援職員の受け入れや配備に関すること。</li> <li>5 庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関すること。（区役所・支所）</li> <li>6 緊急通行車両の手続きに関すること。</li> <li>7 予算経理に関すること。</li> <li>8 他の班への応援に関すること。</li> </ol>
--

ウ 情報広報班（企画課、大師支所、田島支所）

<事務分掌>

- 1 気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記録に関すること。（区役所・支所）
- 2 区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関すること。
- 3 ライフライン及び交通機関の情報収集に関すること。（区役所・支所）
- 4 報道対応に関すること。
- 5 災害関連情報の広報に関すること。（区役所・支所）
- 6 区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関すること。
- 7 他の班への応援に関すること。

エ 地域支援班（地域振興課・生涯学習支援課（大師・田島地区担当を含む）

<事務分掌>

- 1 ボランティアセンターの運営に関すること。
- 2 帰宅困難者の支援に関すること。
- 3 区本部事務局の支援に関すること。
- 4 他の班への応援に関すること。

オ 保健衛生・福祉班（地域支援課、高齢・障害課、地域ケア推進課、衛生課、児童家庭課）

<事務分掌>

- 1 医療救護所の設置及び運営に関すること。
- 2 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関すること。
- 3 医薬品・器材等の調達に関すること
- 4 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。
- 5 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関すること。
- 6 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること。
- 7 防疫用薬剤、器材の調達に関すること。
- 8 災害用選定井戸水の提供調整に関すること。
- 9 感染症対策に関すること。
- 10 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関すること。
- 11 避難所等における環境衛生に関すること。
- 12 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関すること。
- 13 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。
- 14 災害急性期における連絡調整・とりまとめに関すること。
- 15 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。
- 16 要援護者の安全確保に関すること。
- 17 要援護者の状況調査に関すること。
- 18 災害時要援護者情報に関すること。
- 19 災害時精神保健医療相談対応に関すること。
- 20 二次避難所となる施設との連携に関すること。
- 21 他の班への応援に関すること。

カ 被災者支援班（保護第1課・第2課・第3課・第4課、区民課、保険年金課）

<事務分掌>

- 1 指定避難所の管理に関すること。
- 2 指定避難所の運営に関すること。
- 3 指定避難所への物資の供給に関すること。
- 4 応急仮設住宅への入居募集に関すること。
- 5 他の班への応援に関すること。

## キ 道路公園班（道路公園センター）

### <事務分掌>

- 1 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関すること。
- 2 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関すること。
- 3 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関すること。
- 4 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関すること。
- 5 がけ崩れ等の応急対策の実施に関すること。
- 6 工事施工箇所安全確保に関すること。
- 7 所管施設の保全に関すること。
- 8 緊急交通路、緊急輸送路に係る警察等との調整に関すること。
- 9 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。
- 10 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関すること。
- 11 他の班への応援に関すること。

### (7) 区本部による応援要請

区本部長は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請することができます。ただし、緊急を要し、また止むを得ない事情のある時は、区本部長の判断により、防災関係機関による応援を要請することができます。

## 3 災害情報の収集・伝達及び広報

区本部において、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより、災害応急対策を円滑に実施し、区民に対して正しい災害情報を適切な時期に提供するため、あらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

### (1) 情報の収集

区本部は、区民及び市本部、防災関係機関等から災害情報の収集を行い、その情報を時系列、地域別、重要度により区分し正確に記録します。

また、区本部各班及び防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うために、必要に応じて「現地調整所」を設置します。

### (2) 情報の伝達

警察署、消防署等関係機関と、区本部における情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、災害の種別、発生した日時、場所、被害の程度、とられた措置などを具体的に整理し、災害応急対策を円滑に実施するため、市総合防災情報システム等のあらゆる通信手段を用いて、市本部に報告します。

### (3) 広報・広聴

区本部は、避難所（市立小・中学校等）を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用し、また災害時協定締結放送機関、又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

#### ア 広報の方法

##### (ア) ラジオ・テレビによる広報

- ・地上波デジタル放送
- ・ケーブルテレビ
- ・コミュニティFM

##### (イ) インターネット等を活用した広報

- a 市ホームページ
- b 市防災ポータルサイト

- c かわさき防災アプリ
- d メールニュースかわさき「防災気象情報」
- e 緊急速報メール
- f SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

(ウ) 防災行政無線による広報

同報系防災行政無線を活用し、音声による情報提供を行います。

(エ) 防災テレホンサービス

(オ) 広報車・消防車両等による広報

(カ) 消防ヘリコプターによる広報

(キ) 広報掲示板等による広報

(ク) 印刷物による広報

(ケ) 職員による広報

イ 広聴活動

被災者の生活相談や支援・援助業務等の広聴活動を行うため、必要に応じて区役所や避難所等に臨時相談所を開設し、要望等の早期解決に努めます。

#### 4 現地調整所

現地調整所は、災害事象の規模に応じて設置される市（警戒）本部、あるいは区本部の設置に併せて、次により設置及び廃止します。

(1) 目的

現地で活動する市各部・区本部各班及び防災関係機関（以下「関係機関」）が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とします。

(2) 設置

現地調整所は、次の条件に該当する場合で、市（警戒）本部長、区本部長、消防署長（方面指揮本部長）のいずれかの者による判断、あるいは前述の者が他機関の要請を受け、必要と認めた場合に区本部長が設置します。

ア 災害等の事象が既に発生し、応急対策を複数の関係機関で行う必要があり、多数の負傷者等の救助や医療活動を中心とする対応が必要となること。

（例）大規模輸送手段（列車・航空機墜落・バス）、収容施設の事故等

イ 局所的な災害事象の発生のおそれがあり、予防対策として複数の関係機関による対応が必要となること。

（例）危険物・毒劇物・ガス等の流出・漏洩・爆発等の事故による危険等

(3) 廃止

区本部長は、当該事象の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した事象が沈静化し、現地における予防・応急対応（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性が低くなった場合に現地調整所を廃止します。

(4) 設置及び廃止の報告

区本部長は、現地調整所を設置あるいは廃止した場合に、市（警戒）本部長に報告します。

市（警戒）本部は、調整が必要な関係機関へ伝達するとともに、設置の際は、関係機関相互の協力を要請します。

(5) 現地調整所の基本的機能

現地調整所は、関係機関が迅速かつ効果的な活動を行うため、次の機能を有します。

ア 情報共有機能

関係機関から次の情報を収集し、共有する機能を有します。

（ア）活動情報（活動内容、活動人員、使用資機材等）

- (イ) 被害情報（人的被害、物的被害、災害原因、二次災害発生危険度等）
- (ウ) 安否情報（死傷、安全、搬送先等）

#### イ 活動連携機能

関係機関が実施する次の活動について、連携する機能を有します。

- (ア) 医療活動連携（医療活動（診断・トリアージ・応急救護）、搬送先、資機材等）
- (イ) 救出・救助活動連携（範囲、搬送、資機材等）
- (ウ) 避難誘導活動連携（範囲、誘導方法、資機材等）
- (エ) 広報・広聴活動連携（手段、地域（場所）、時間帯、人員等）
- (オ) 地域・企業連携（連携内容、人員、資機材等）

#### ウ 総合調整機能

関係機関の次の内容について調整する機能を有します。

- (ア) 警戒区域等の設定調整（警戒区域（範囲）調整、要員調整等）
- (イ) 物資調達調整（保有状況把握、調達依頼、搬送等）
- (ウ) 応援要請調整（人員（人的、専門機関）、資機材等）
- (エ) その他必要な調整

### (6) 現地調整所の組織等

現地調整所は、現場活動を効果的に行うため、救出・救助、救急医療、避難等に係る関係部及び関係機関・団体等をもって組織します。

また、市各部・区本部各班については、緊急的かつ局所に係る事象に対応するため、川崎市災害対策本部規程に定める業務に捉われず、臨機応変に対応します。

なお、行政における迅速な対応を行うことが目的であるため、災害発生地を管轄する区本部を中心に現地調整所を構成します。

#### ア 組織

現地調整所の組織は、原則として次の関係部及び関係機関・団体等のおりとしませんが、発生事象の内容・規模に応じて、関係部及び関係機関・団体等を変更します。

#### イ 関係部及び関係機関・団体等

##### (ア) 関係部

災害発生地区本部、市（警戒）本部事務局（危機管理本部）、市民文化部、健康福祉部、消防部、その他事象により対応する関係部

##### (イ) 関係機関（市域を管轄する機関）

神奈川県、県警察（署）、海上保安署等

##### (ウ) その他の関係機関・団体等

自衛隊、医師会・病院協会等医療機関、ライフライン機関、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自主防災組織等地域組織、事業所、ボランティア団体、その他事象により関係する団体・機関

#### ウ 各班の設置

現地調整所内に、関係部により活動内容ごとに区分された次の班を設置し、現地調整所機能の効率化を図ります。

##### (ア) 情報班（総合調整）

##### (イ) 救出・救助班

##### (ウ) 医療班

##### (エ) 専門班

#### エ 各班の人員の選定

各班の人員のうち、区本部に関連する人員は、区本部長が選定するものとします。その他の部の人員については、関係する部において選定するものとします。

(7) 現地調整所の各班所管事項及び調整役

ア 現地調整所における各班の所管事項は、次の表のとおりとします。

	班	主調整機関【関係部】	所管事項
現地調整所	情報班	区本部 【関係部】 市民文化部、消防部他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調整所の総合調整及び運営に関すること。</li> <li>・ 情報の収集・集約・連絡調整に関すること。</li> <li>・ 各関係機関の活動情報、被害情報、死傷者（安否）情報の集約・調整に関すること。</li> <li>・ 現場の市民広報等の調整に関すること。</li> <li>・ 避難誘導の調整に関すること。</li> <li>・ 物資調達・応援要請に関すること。</li> <li>・ 近隣民間活動力の利用・協力要請に関すること。</li> <li>・ 区本部との連絡・調整に関すること。</li> </ul>
	救出・救助班	消防部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救出・救助活動に係る総合調整に関すること。</li> <li>・ 消防機関、警察、自衛隊等の連絡・調整に関すること。</li> <li>・ 消防団、近隣事業所等の連絡・調整に関すること。</li> <li>・ その他救助活動の連携調整に関すること。</li> </ul>
	医療班	健康福祉部【関係部】 区本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地医療活動の総合調整に関すること。</li> <li>・ 救急隊等の連携・調整に関すること。</li> <li>・ DMAT等の医療チームとの調整に関すること。</li> <li>・ その他医療活動の連携調整に関すること。</li> </ul>
	専門班	市（警戒）本部事務局 （危機管理本部） 【関係部】 事象を専門とする部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調整所の総合調整補助に関すること。</li> <li>・ 専門的な対応に関すること。</li> <li>・ 市（警戒）本部との調整に関すること。</li> <li>・ ライフライン機関等との連絡・調整に関すること。</li> <li>・ 情報の集約・調整補助に関すること。</li> <li>・ 大規模又は専門的な応援調整に関すること。</li> <li>・ その他現地調整所の運営補助に関すること。</li> </ul>

イ 現地調整所の調整役

- (ア) 現地調整所の調整役（総合調整）は、区本部において区本部員（部長級以上の職員）1名をもって充て、各班及び関係機関との調整を行います。
- (イ) 各班には、班長を置き、各班の主調整機関の職員がその任に当たります。  
班長は、調整役とともに関係機関との詳細な活動調整を行います。
- (ウ) 調整役が現場に到着するまで、現地対応を行う消防隊の現場最高指揮者が現地調整所の調整役を代行します。（各班の班長についても、準用するものとします。）

(8) 現地調整所の設置位置

区本部は、先に設置されている現場指揮本部（消防署で設置）の直近に現地調整所を設置し、現場指揮本部と密接な連携を図ります。

また、設置については、関係機関との連携等を考慮し、関係機関の現地指揮本部が隣接して設置できるスペースを確保できるよう配慮します。

なお、現地調整所は関係機関に対して、設置について周知し、協力を依頼するとともに、関係機関の現地指揮所の設置状況や活動状況について把握し、総合調整を図ります。

(9) 現地調整所の資機材等

区本部及び市本部事務局は、資機材等を携行して現場へ参集します。  
準備、把握する資機材等については、次を基本としますが、災害内容によって、その他資機材等の

準備も考慮します。

また、区役所で平常時に使用する資機材等を活用することを基本としますが、不足する際は、関係機関において調整し、調達します。

ア 現地調整所設置資機材

テント、机、ホワイトボード、現地調整所表示旗、発電機・照明等

イ 通信機器等

デジタル移動系携帯無線機（市本部、区本部等通信用）、衛星携帯電話（携帯電話通話規制時通信用）、パソコン、カメラ（電源、記録メディアに配慮）トランジスタメガホン

ウ その他の用品

地図、用紙、筆記具その他必要物品

(10) 現地調整所に係る推進事項

ア 随時情報の収集・伝達調整を行うため、総合調整会議（すべての関係機関）を現場状況により必要に応じて開催します。

ただし、各機関から調整の要求があった場合には、必要な関係機関を招集し、調整会議を開催します。

なお、現地調整所は、調整結果について、すべての関係機関と情報共有に努めます。

イ 死傷者等の安否情報（個人情報）の収集については、関係機関ごとに収集し、現地調整所において情報交換、調整を行うものとします。

ウ 救出・救助班と医療班の活動調整は、原則として各班で決定しますが、活動エリア・ローテーションによる効果的、効率的な運用に心掛けます。

5 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

(1) 消火活動

地震発生時等に自宅やその周辺で火災が発生した場合には、まず身の安全を確保し、119番に通報します。消防隊が到着するまでの間は、消防団や自主防災組織等と連携して可能な限り初期消火に努めます。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力します。

(2) 救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し、救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合、救出のため付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救助救出現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

(3) 応急手当

地震発生時等においては、負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等を行います。

(4) 通報

災害の危険を察知した場合、地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。

自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに自らの安全の確保に努めます。

## 第4章 災害応急対策計画

### 1 避難対策

#### (1) 避難行動の種類

避難行動とは、すでに発生した災害又は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。避難行動は以下の3つが挙げられます。

- 「立退き避難」…被害が予測される地域の住民が、緊急避難場所、公園、親戚や友人の家、近隣の高い建物など安全な場所へ避難すること
- 「屋内安全確保」…被害が予測される地域の住民が、ハザードマップ等で自ら自宅等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること
- 「緊急安全確保」…「立ち退き避難」「屋内安全確保」の避難行動を行うタイミングを逸し、災害が発生又は切迫したために、避難を安全に行うことができない可能性があるときに、身の安全を確保するため、より安全な場所に移動すること

#### (2) 風水害時の避難における注意事項

ア 台風や集中豪雨等に伴う河川の氾濫、がけ崩れなどの災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には次のように自主避難あるいは避難指示に従って安全な場所に避難をしてください。

区では河川、災害履歴箇所等のパトロールを実施し、状況に応じて速やかに、近隣の自主防災組織への連絡や緊急避難場所の開設準備あるいは開設をするとともに、避難誘導を行います。

イ 地域においても自ら危険性を判断して自主避難をする場合には、自主防災組織との連携及び区への情報伝達の上、安全な場所への避難をお願いします。

また、避難する際には災害時要援護者の避難支援をお願いします。

ウ 避難にあたっては、避難路の安全を確かめながら、落ち着いて行動しましょう。

避難所は、風水害時においては小学校・中学校だけでなく、その他の公共施設等も指定していますが、自主避難の段階では開設されていないことがあります。避難所へ自主避難を行う場合には、市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ等の広報媒体で避難所を確認するほか、急を要する場合には、区域外の親戚や知人宅への一時的な避難も有効な方法です。日頃から、緊急時の避難所や避難所までの経路について家族や隣近所で話し合っておくことも必要です。

エ 緊急避難場所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリートなどの堅固な建物）の2階以上（のり面と反対側の部屋）に避難するなど、生命を守る最低限の行動をしてください。

オ 緊急避難場所への避難にあたっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参してください。

#### (3) 避難情報

市長などの避難情報を発令する権限を有するもの（以下「発令者」）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、高齢者等避難、避難指示を発令し緊急避難場所等へ避難誘導を行います。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めます。

避難情報の発令にあたっては取るべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとし、警戒レベル3以上の場合には市が発令しております。＜資料11＞

なお、震災時は警戒レベルを付した発令は行いません。

##### ア 【警戒レベル3】高齢者等避難

市長は、水害及びがけ崩れが発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所を開設し、避難誘導を行います。災害時要援護者避難支援者は事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始してください。

また、市長及び区長は状況に応じて高齢者等避難の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促します。

#### イ 【警戒レベル4】 避難指示

発令者は、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

#### ウ 【警戒レベル5】 緊急安全確保

発令者は、災害が発生、または切迫している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、緊急安全確保の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として緊急安全確保を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

### (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命及び身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。ただし、危険が切迫し市長が設定するいとまのないときは、区長が設定するものとします。

### (5) 緊急避難場所・避難所の開設

区長は、災害により家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者のために、避難所を開設します。

#### ア 地震災害の場合

##### (ア) 勤務時間内の場合

区長は、勤務時間内に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下であっても、開設が必要と認められる場合には、開設準備のために避難所へ職員（被災者支援班）を派遣します。派遣された職員は、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、施設の安全確認、避難スペースの確保等の開設準備を行い、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れます。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、区長の指示に基づき、施設管理者が避難所運営会議の協力を得て、避難所を開設します。

##### (イ) 勤務時間外の場合

避難所運営要員は、夜間・休日等、勤務時間外に川崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は発生した地震が震度5強以下であった場合でも、開設の必要があり、参集を指示された場合には、あらかじめ指定された避難所へ参集し、施設の安全確認等の開設準備を行い、施設管理者及び避難所運営会議の協力を得て、住民が避難してきたときは避難所を開設し、住民を受入れます。

なお、発災直後等で職員が不在で緊急の場合は、避難所運営会議の判断により避難所を開設します。

#### イ 風水害時の場合

区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、緊急避難場所及び風水害時避難所補完施設の中から、被害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し、区職員を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣します。なお、避難者が多く区職員のみで運営できないとき、また公共交通機関が運行されていない深夜の時間帯に緊急避難場所を開放するときには、地域（避難所運営会議）に協力をお願いする場合があります。

## (6) 避難誘導

### ア 避難情報の伝達

避難対象区民に対し、避難指示を行う場合、防災行政無線や広報車による広報、又は直接伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力により、区民への周知徹底を図るよう努めます。

### イ 自主防災組織及び関係機関の協力による避難誘導

区本部は、区民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織及び関係機関の協力により避難誘導に努めます。その際、指定された避難所への経路が危険である場合は、より安全な経路で行くことができる最寄りの避難所等への避難誘導を行います。

また、避難誘導にあたっては、災害時要配慮者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行います。避難支援制度登録者に対しては、地域の支援組織の構成員が、自身・家族の安全を確保した後、避難支援活動を行うものとします。

## (7) 避難所の管理運営（避難所運営本部）

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって、避難所運営を行うことが必要であるため、女性の参画を推進しながら地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等により避難所運営会議を構成し、避難者や避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力も得ながらその管理運営を行うものとします。併せて、避難者等に協力要請を行う場合には、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動するものとします。

なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに男女共同参画や性的マイノリティへの理解・配慮等の視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成します。

また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理等共同生活を営む上で様々な役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある生活を送るよう努めます。

### ア 避難所の業務

- (ア) 避難所の開設・管理
- (イ) 負傷者や急病患者への救援活動
- (ウ) 避難者確認及び名簿の整備
- (エ) 生活情報の提供及び臨時相談所の設置
- (オ) 避難所自治組織の運営指導
- (カ) 避難者及び地域住民への給食活動
- (キ) 施設管理者との調整
- (ク) 安否確認への対応
- (ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

### イ 避難所運営本部の編成及び役割例

避難所運営本部を設置するときの班編成の例を次に示しますが、実際の運営にあたっては避難所の状況に応じて必要な班編成、役割分担により運営を行います。

#### (ア) 総務班

- ・施設安全点検（体育館、校舎、備蓄倉庫など）、立ち入り禁止区域の確認
- ・定例会議の開催（事務局を担当）
- ・区本部との連絡事項の整理
- ・避難所運営日誌の作成
- ・避難所内レイアウトの設定・見直し
- ・避難所の総合受付業務運営（電話、来客、落し物、宅配・郵便、安否確認等の対応）
- ・ボランティアの受け入れなど

#### (イ) 情報広報班

- ・避難者の受付、名簿の管理
- ・避難所外避難者等の把握
- ・情報の収集、避難者等への提供
- ・取材対応

- ・特設公衆電話の設置など
- (ウ) 保健救護班
  - ・避難スペースの整備
  - ・傷病者、体調不良者の把握および対応（感染症、エコノミークラス症候群、熱中症など）
  - ・要配慮者の情報把握、二次避難所への移送補助など
- (エ) 環境衛生班
  - ・災害用トイレの設置
  - ・トイレ利用、ごみ処理ルールの策定、周知
  - ・飲料水、生活水の管理
  - ・衛生管理（手洗い・清掃・換気・洗濯など）
  - ・ペット連れ避難者の対応
  - ・避難所衛生状況の把握など
- (オ) 食料班
  - ・救援物資の管理、配給の実施
  - ・炊き出しの実施
  - ・必要物資（水・食料）の受入れ、台帳管理
  - ・必要物資（水・食料）の調達など
- (カ) 施設・物資班
  - ・非常用発電機の確認、照明（投光器）の確保
  - ・校舎等の電気の設備の確認、修繕依頼
  - ・備蓄物資の管理、運用
  - ・必要物資（水・食料以外）の受入れ、台帳管理
  - ・必要物資（水・食料以外）の調達
  - ・防犯、防火対策など

#### (8) 避難所の閉鎖及び統合

区長は避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定します。閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合を実施します。

#### (9) 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等

区は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局と連携し、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めます。

避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとします。

## 2 帰宅困難者対策

### (1) 区本部の支援

二次災害等を防止するためにも震災時には「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則としますが、区本部は、災害による交通機関の運行停止により、区内各駅において滞留する帰宅困難者に対しては、交通事業者等と協力し、周辺の被災状況、鉄道の運行情報、復旧状況等の情報提供等を行い、駅前の混乱回避を図ります。

(2) 駅前滞留者対策

ア 一時滞在施設

区内各駅に帰宅困難者が発生した際に、区本部は一時滞在施設の開設を要請します。  
一時滞在施設は、原則として翌朝までの提供とします。

【川崎区帰宅困難者一時滞在施設（再掲）】

	施設名称	地域	所在地
1	川崎地下街アゼリア	川崎駅	川崎区駅前本町2 6-2
2	川崎日航ホテル	川崎駅	川崎区日進町1
3	川崎商工会議所（川崎フロンティアビル）	川崎駅	川崎区駅前本町1 1-2
4	川崎市教育文化会館	川崎駅	川崎区富士見2-1-3
5	京急川崎駅前ビル	川崎駅	川崎区砂子1-3-1
6	カルッツ川崎	川崎駅	川崎区富士見1-1-4
7	川崎競輪場	川崎駅	川崎区富士見2-1-6
8	入江崎総合スラッジセンター	臨海部	川崎区塩浜3-2 4-1 2
9	大川町産業会館	臨海部	川崎区大川町9-2
10	川崎エコタウン会館	臨海部	川崎区水江町6-6
11	川崎市船客待合所	臨海部	川崎区千鳥町1 5-7
12	かわさきエコ暮らし未来館	臨海部	川崎区浮島町5 0 9-1
13	浮島処理センター	臨海部	川崎区浮島町5 0 9-1
14	かわさきファズ	臨海部	川崎区東扇島6-1 0
15	東扇島福利厚生センター（マリンプラザ）	臨海部	川崎区東扇島7 8-1
16	川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）	臨海部	川崎区東扇島3 8-1
17	浅野町工場会館	臨海部	川崎区浅野町1-4

(3) 協定による各種団体の支援

九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会（本市をはじめとする首都圏の政令市と東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県で構成。）では、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランなどの事業者と帰宅困難者支援協定を締結し、大規模災害時の帰宅困難者支援対策に共同で取り組んでいます。また、本市、県、横浜市、相模原市では、県内の自動車販売店やガソリンスタンド、カラオケスペース等と同様の協定を締結しています。

協定を締結している店舗には、「災害時帰宅支援ステーション」のステッカーが掲出されており①水道水の提供②トイレの使用③地図等による道路情報やラジオ等で知り得た情報などの提供に、可能な範囲の協力を得られることになっています。



3 医療救護・福祉対応

災害時には、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定されます。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとします。また、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとします。

## (1) 医療救護活動体制の整備

### ア 区本部保健衛生・福祉班の役割

災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師をはじめとした医療職及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置します。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じて直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行います。区内のコーディネートに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにします。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行います。

なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催します。

### イ 地域の医療関係団体等との連携

災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、市との協定等に基づき、次の地域医療関係団体及び民間事業者等と連携します。

#### (ア) 川崎市医師会

川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、区医師会医療救護隊本部を設営（区休日急患診療所等）のうえ医療救護班を編成し、区の設置した医療救護所において医療救護活動を行います。

#### (イ) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行います。

#### (ウ) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行います。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて遺体の検案に協力します。

#### (エ) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行います。

#### (オ) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、医療救護班の編成に協力し、傷病者等に対し医療救護活動を行います。

#### (カ) 神奈川県柔道整復師会川崎支部

神奈川県柔道整復師会川崎支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行います。

#### (キ) 川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行います。

#### (ク) 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を行います。

### ウ 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付けます。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整えます。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行います。

なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能

が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担い、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行います。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとします。

(ア) レベル 1

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがあります。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとします。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとします。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県保健医療調整本部や市外の当該機関等と調整を行います。

(イ) レベル 2

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとします。

- ・救命救急センターを有しない災害拠点病院
- ・神奈川県が指定する災害協力病院
- ・上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院

(ウ) レベル 3

所在する区において、レベル 2 の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付けます。レベル 1 及び 2 を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当します。

(エ) レベル 4

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル 2 及び 3 の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付けます。レベル 1 から 3 に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当します。

市内病院の位置付け

レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れます。
2	レベル 1 以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れます。
	災害協力病院		
	上記のほか、設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院		
3	レベル 1・2 を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル 2 の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担います。
4	レベル 1～3 を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行います。

市内の災害拠点病院（令和6年4月現在）

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川 通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート（屋上）
関東労災病院	中原区木月 住吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート（屋上）
市立井田病院	中原区井田 2-27-1	383		○		井田病院専用ヘリポート（屋上）
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉 町 1-383	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小杉 病院専用ヘリポート (屋上)
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		○		諏訪河川敷（1500m）
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1,208	○	○	○	聖マリアンナ医科大学 病院専用ヘリポート (屋上)
市立多摩病院	多摩区宿河 原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート（屋上）

エ 診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、医師会メールシステム等により報告します。

自院での診療が可能な場合には、診療所での対応を行い、診療が不可能な場合には川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とします。

オ 災害時情報伝達体制の整備

市は、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化します。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用します。

なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、EMISに登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとします。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼します。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとします。

(ア) 緊急時入力（災害発生直後）

被災状況を速やかに確認するとともに、EMISの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信します。

- a 倒壊状況
- b ライフライン・サプライ状況
- c 患者受診状況
- d 職員状況
- e その他

(イ) 詳細入力

続報が入り次第、EMISの「詳細入力」から、(ア)の各項目について具体的な情報を随時発信します。

## (2) 医療救護班等の編成・活動

### ア 市内の医療関係団体等

#### (ア) 医療救護班の編成

市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成します。

##### a 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況等に応じ、区医師会が設置する区医師会医療救護隊本部（区休日急患診療所等）を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、地区災害出動班）を編成します。

##### b 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣します。

#### (イ) 医療救護班の出動

##### a 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとします。

##### b 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができます。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用します。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとします。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとします。

##### c 地域の医療関係団体への出動要請等

a 及び b の規定は、地域の医療関係団体へ準用します。

#### (ウ) 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとします。

- a 応急医療
- b トリアージ
- c 患者搬送指示
- d 薬剤又は治療材料の支給
- e 看護
- f 助産救護（搬送指示）
- g 口腔ケア
- h 死亡の確認
- i 遺体の検案

### イ 市外の医療関係団体等

保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県保健医療調整本部に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行います。

なお、医療ボランティアは、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行います。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとします。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとします。

#### ウ 医療救護所の設置

災害対策本部健康福祉部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置します。

##### ○医療救護所の目的別分類

- (1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）
- (2) 地区臨時診療所型救護所
- (3) 避難所巡回型救護所

#### (ア) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置します。

特に、レベル1及び2に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとします。

#### (イ) 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置します。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとします。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとします。

#### (ウ) 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置します。原則として、避難所を巡回する形式とします。

#### エ 医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとします。

#### オ 書類の整備

医療救護を行うに当たっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとします。

### (3) 市内における医療資源等の確保

区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとします。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとします。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとします。

#### ア 患者の搬送

#### イ 医薬品等の確保

#### ウ ライフラインの確保

#### エ 食料、生活必需品等の確保

#### オ 川崎DMATの派遣要請

### (4) 災害時の福祉対応

#### ア 二次避難所連絡要員の派遣

災害福祉調整本部は、二次避難所連絡要員を各区本部の保健衛生・福祉班へ派遣します。二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行います。

(※二次避難所＝協定を締結した社会福祉施設及び市の指定した市営施設)

#### イ 災害時情報伝達・収集体制

区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（E-Welfiss）を中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進めます。

#### ウ 区本部保健衛生・福祉班の役割

区本部保健衛生・福祉班は、災害福祉調整本部や避難所等と連携しながら次の役割を担います。

- (ア) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。
- (イ) 災害時要援護者の安全確保に関すること。
- (ウ) 災害時要援護者の状況調査に関すること。
- (エ) 災害時要援護者の情報に関すること。
- (オ) 二次避難所となる施設との連携に関すること。

#### エ 市内の社会福祉施設の役割

災害時には、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保した上で、協定に基づく災害時要援護者等の受入に努めるものとします。

#### オ 平時からの訓練の実施

災害福祉の取組については、平時からの備えが重要であることから、関係局、社会福祉施設、関係団体等と連携し、定期的に訓練を行います。

### 4 物資等の供給

災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとします。なお、「川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとします。

#### (1) 飲料水・生活水の供給

災害の発生により、飲料水を得ることができない被災者等に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の確保を図ります。

##### ア 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり30程度とします。

##### イ 応急給水計画

区長は、災害が発生し、被災者等に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請します。

#### (2) 食料等の供給

災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとします。なお、区民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとします。

##### ア 食料の応急供給の基準

###### (ア) 食料応急供給の方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとします。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、他都市等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとします。

###### (イ) 食料の応急供給の対象者

- a 避難所の被災者
- b 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者
- c 在宅での避難者で物資の確保が困難な者
- d その他区長が必要と認める者

(ウ) 応急供給する食料の品目

供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、簡易食料（クッキー）粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とします。

(エ) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給します。

(オ) 公平な供給

在宅での避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力します。

イ 食料の調達方法及び手続き

区長は、食料の応急供給が必要で、市の備蓄食料等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに災害対策本部に食料の調達を要請するものとします。

ウ 食料等の供給の実施

(ア) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として避難所とします。

(イ) 食料供給の実施主体

食料供給は、区が主体となります。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとします。

(ウ) 燃料等の供給

避難所等における食料供給のために必要となる燃料等については、公益財団法人神奈川県LPガス協会川崎南・北支部及び神奈川県石油業協同組合各支部との燃料の供給協力に関する協定に基づき供給を受けるものとします。

(3) 生活必需品等の供給

災害の発生により、生活必需品等を確保することが困難な被災者等に対し、その調達及び供給を行うものとします。

ア 生活必需品等供給の基準

生活必需品等供給の対象者

(ア) 避難所の被災者

(イ) 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(ウ) 在宅での避難者で物資の確保が困難な者

(エ) その他区長が必要と認める者

イ 生活必需品等の供給の品目及び基準

(ア) 生活必需品等供給の品目

衣料品・寝具	下着、毛布等
日用品雑貨	タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(イ) 生活必需品等の供給基準

a 避難所の被災者

衣料品、寝具類、日用品雑貨等のうち必要な物

b 住宅等に被害を受け日常生活を営むことが困難な者

各世帯の状況に応じた必要最低限の生活必需品

(ウ) 要配慮者への優先供給  
高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給します。

(エ) 公平な供給  
在宅での避難者への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力することとします。

ウ 生活必需品等の調達方法及び手続き

区長は、生活必需品等の応急供給が必要で、市の備蓄生活必需品等では不足が生じると認める場合は、直ちに市長にその供給を要請するものとします。

エ 生活必需品等供給の実施

(ア) 生活必需品等の供給の場所

生活必需品等の供給場所は、原則として避難所とします。

(イ) 生活必需品等の供給実施主体

生活必需品等の供給は、区が主体となり、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとします。

(4) 災害用トイレの供給

災害の発生に伴う住家被害等により、トイレの使用ができない場合、衛生環境の悪化も懸念されます。そのため、避難所等でトイレ不足が生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとします。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理するものとします。

(1) 行方不明者・遺体の搜索

ア 行方不明者・遺体の搜索

災害による行方不明者の搜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとします。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索については、原則として災害発生から10日以内に完了させなければなりません。

イ 遺体の発見

災害現場において遺体を発見もしくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知します。

(2) 遺体の取扱い

ア 遺体安置所

(ア) 施設の指定

遺体安置場所は、次の場所を指定します。なお、必要に応じて、他の施設等を確保します。

名 称	所 在 地
カルッツかわさき (川崎市スポーツ・文化総合センター)	川崎区富士見1-1-4

(イ) 開設・運営

災害対策本部から遺体安置所の開設要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施します。

(ウ) 遺体安置所への職員の配置等

遺体安置所を円滑に開設・運営するため、市本部は関係局室区から職員の派遣を要請します。

イ 衛生対策

遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管に当たっては衛生的な保管に努めます。

ウ 資器材等の調達

健康福祉局長及び警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視・調査等並びに検案に必要な資器材等を調達、確保します。

エ 遺体の検視・調査等

医師に立会いを求めて、遺体の検視・調査等は警察が行います。

オ 遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により臨場した医師が行います。

カ 遺体の処理

(ア) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、番号、氏名等記載の死体票を棺に貼付します。所持金品は、ビニール袋等に詰めて袋に番号を記載し、遺体とともに保管して紛失防止に努め、鑑別資料とします。

(イ) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行います。身元が判明していない遺体については、警察、歯科医師会等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

(ウ) 身元が明らかになった遺体の引渡し等

警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡します。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行います。

なお、外国人の遺体については、警察が領事館へ通報します。

(エ) 身元不明遺体の取扱い

警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、後日の識別に備え、遺体の検視・調査等で得た遺体及び所持品の写真、人相・着衣・特徴等の記録並びに遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理します。なお、外国人の身元不明遺体については、警察が推定される国籍の領事館へ事情を説明し、参考通報します。

キ 遺族への対応

遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの説明等を行います。

## 6 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震等による災害が発生した直後において、被災した建築物が余震等による倒壊や部材の落下等から発生する二次災害を軽減・防止するため、建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かを応急的に判断・表示する応急危険度判定を行います。一方、行政としては防災拠点となる施設及び市民の生活上の安全確保を図る施設を重要建築物として位置付け、その利用上の安全確認を、速やかに行います。

また、地震等により宅地が被災した場合、宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止するため、宅地の立ち入り制限に関する被災宅地危険度判定を行います。

### (1) 建築物の応急危険度判定

ア 市本部が被災状況に応じ、建築物の応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、市まちづくり部に応急危険度判定実施本部を、川崎競輪場に判定拠点を設置します。

イ コーディネーター（市職員の判定士）の指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行います

### (2) 資機材等

応急危険度判定活動用の資機材を、川崎競輪場詰所109内に配置します。

#### ア 機材類

ナップザック、ヘルメット、下げ振り、クラックスケール、傾斜計

イ 用紙類

調査表、判定標識、判定マップ、受付台帳、判定結果集計表

(3) 被災宅地危険度判定

地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害状況を迅速・的確に把握し二次被害の発生を防止・軽減することを目的とし、市本部により体制整備に努めます。

7 防疫・保健衛生

(1) 防疫対策

健康福祉部は、災害に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関との緊密な情報公開を行い、区本部と連携して防疫体制の確立を図ります。

ア 感染症発生状況等の調査及び健康診断

感染症の発生を予防するため、避難所を重点とした被災住民の健康調査を行います。必要に応じて医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施します。

イ 感染症のまん延防止対策

感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染経路等を調査するとともに、必要に応じて患者の隔離や感染症指定医療機関へ搬送を行い、患者等に対する適切な医療の提供と感染症のまん延防止に努めます。また、避難所等では施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を行います。

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除

避難所等における感染症のまん延を防止するため、施設管理者へ必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除の指導等を行います。

エ 臨時予防接種の実施

感染症予防上必要と認めるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行います。

オ 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の被災者の避難により衛生状況の悪化が予想されるため、区本部は感染症発生予防の観点から施設管理者等の協力を得て、避難所の防疫指導を行います。

(2) 環境・食品衛生対策等

ア 食品衛生対策

健康福祉部及び区本部は、食中毒の発生及び拡大を予防するために、病院や避難所等の衛生指導を行います。

イ 環境衛生対策

区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を行います。また、必要に応じて公衆浴場やコインランドリー等の営業再開時にも衛生指導を行います。

ウ 生活用水等の確保

区本部は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図ります。

エ 災害時の動物救護対策

市本部は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救護活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努めます。

(ア) 避難所における動物の同行避難

動物がいることで飼い主が避難所への避難を躊躇することのないよう、原則として同行避難を受け入れるものとします。なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整を行います。

健康福祉部及び区本部は、平時から避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行います。

#### (イ) 避難所における動物の適正飼養

健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施します。

区本部は、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救護本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保します。

### (3) 保健衛生対策

#### ア 保健医療ニーズの把握等

区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行います。また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供します。

なお、区に派遣されている支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行います。

#### イ 精神保健（メンタルケア）対策

災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要に対応するため、災害の規模に応じて、健康福祉局長は、保健医療調整本部でDPATの受け入れ調整を行い、地域みまもり支援センター等において、DPAT、医療機関及び関係機関とともに精神保健医療活動を行います。なお、精神保健医療活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請します。

## 8 ごみ・し尿処理

区本部は、災害によって生じた災害廃棄物の処理に関する情報を市本部に伝達します。

### (1) ごみ処理

「普通ごみ」と「粗大ごみ」（通常の粗大ごみについては当分の間中止する）に大別し、市本部環境部生活環境事業所隊により収集等を実施しますが、現有の収集・処理能力での対応が困難となった場合は、一時的な臨時集積所等の設置・管理に関して区民の協力を要請する場合があります。

なお、「資源物」は、普通ごみの収集を優先的に行うため、資源物の収集を中止し、収集・処理体制が安定した後、収集します。

### (2) し尿処理

し尿の収集・処理体制については、市本部環境部により状況に応じた臨機の対応を図り実施します。また、避難所の災害用トイレから発生するし尿、緊急を要する一般世帯等からのし尿収集・処理を行います。

### (3) 災害用トイレ

市本部環境部生活環境事業所隊は、避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレを避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置を行います。

ア 災害用トイレの設置は、可能な限り速やかに実施する必要があるため、自主防災組織等に協力を要請します。

イ 夜間の照明及びし尿収集車の動線を勘案し、設置します。

ウ 災害用トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先等を明示した文書を貼付します。

エ 設置基数及び設置場所の配置図を作成するなど、詳細を把握します。

## 9 消防対策

消防署及び消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害による被害を軽減することに努めます。

### (1) 警防体制

大規模な災害が発生し災害対策本部が設置されたとき、又は、発生が予想され、警防体制を強化す

る必要があると消防長が認めるときは、川崎消防署及び臨港消防署に方面指揮本部を設置し、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

## (2) 警防活動

消防署及び消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、震災及び風水害時は次のことを重点に活動します。

### ア 震災時（震度5強以上）

同時多発火災等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、当直職員以外の職員も動員し、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

### イ 風水害時

事前の災害危険地域の実態把握と迅速正確な情報収集が重要です。災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

## (3) 救急活動

災害により多数の傷病者が発生した場合は、応急救護所を設置するとともに動員職員により救急隊を増隊するほか、必要に応じて消防車両により搬送体制を強化します。また、要請により地区医師会から派遣された医師と連携し、応急救護所において傷病者のトリアージと応急処置を行い、救急救護体制を確立します。

## 10 警備活動

警察は、大規模災害発生時には、被害の拡大を防止するため、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害対策等を実施することにより、被災地における治安維持の対策を行います。

### (1) 警備体制

大規模な災害が発生したときは、警察本部に警察本部長を警備本部長とする災害警備本部を、各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署災害警備本部を設置します。

### (2) 災害応急対策

警察は、市及び防災関係機関等と連携し、次の対策を実施します。

#### ア 情報収集・連絡

#### イ 救出救助活動

#### ウ 広報活動

#### エ 避難指示等

#### オ 津波対策

#### カ 交通対策

#### キ 危険物等対策

#### ク 防犯対策

#### ケ ボランティア等との連携

#### コ 広域応援

## 11 ライフライン・鉄道

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。

### (1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続します。電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係機関に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じます。

また、災害により停電が発生した場合は、支障箇所の切り離し等によって停電範囲の拡大防止と早

期復旧を図ります。

## (2) ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、ガスの供給停止の必要性を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。ブロック化により、被害甚大な地域のみガスの供給を停止し、二次被害の防止に努めます。なお、被害軽微な地域にはガスを継続供給します。

また、ガスの製造、供給を停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認後、ガスの製造、供給を再開します。

## (3) 上水道（川崎市上下水道局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、二次災害発生のおそれがない範囲において、供給を行います。また、断水地区への応急給水体制を整備します。

## (4) 下水道（川崎市上下水道局）

パトロールなどにより被害情報の収集に努め、市民生活に影響がないよう下水道管きょ施設の応急対策等を実施します。

## (5) 電話（東日本電信電話株式会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体に異常が波及することを防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

### ア 特設公衆電話の設置

市本部の要請により指定された避難所等に特設公衆電話を設置します。

### イ 災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板（web171）の運用

大規模災害の発生等により、電話が輻輳した時の安否確認方法として、災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板（web171）を運用します。

## (6) 鉄道

### ア 東日本旅客鉄道株式会社（横浜支社）

地震災害に際し、すみやかに応急対策及び復旧対策の推進を図るため、災害の規模その他の状況に応じた災害対策本部の組織を構成します。

### イ 京浜急行電鉄株式会社

地震等の非常災害に際しては、「鉄道事故・災害対策規程」により、鉄道部門災害対策本部を設置し、被害を最小限度に防止するとともに、速やかな被害復旧にあたり、輸送の確保を図ります。

## 1.2 公共施設等

### (1) 学校

学校ごとに、地域特性等に合わせた学校防災計画（マニュアル）を策定し、より効果的な対応に努めます。

#### ア 児童・生徒の措置

学校長は、児童・生徒等が在校中に、川崎市内のいずれかの地域に震度5強以上の地震が発生した場合、小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引渡すことを原則とします。また、中学校・高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校させます。

学校長は、児童・生徒を一時保護する場合に必要な食料や生活必需品等の備蓄に努めるものとします。

#### イ 臨時休業の措置

川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、発生した日の翌日を全

市一斉に臨時休業とします。ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業としますが、登校中に発生し、学校へ避難してきた児童・生徒は校内に受け入れ安全確保を図ります。また、施設設備や地域の被災状況を踏まえて、児童・生徒の安全を図るために、臨時休業や登校時刻の変更等の措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じます。

ウ 学校施設等の被災状況を把握し、区本部に報告し、避難所として開設する場合は自主防災組織等と連携して避難者の受入れに協力します。

(2) わくわくプラザ

わくわくプラザの管理下において災害等が発生した場合、管理者は保護者等の迎えがあるまで責任を持って利用児童を保護するなど、利用児童の安全確保を最優先に対応します。

(3) 市の管理施設

施設管理者は、利用者を避難所等安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況等を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

(4) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を安全な場所に避難誘導するとともに施設の被災状況等を速やかに把握し、二次災害の発生等の予防措置を講じ、区本部に情報提供します。

(5) 緊急輸送路

道路管理者は管理する道路の被害状況等を把握し、緊急交通路及び緊急輸送路を優先し通行機能の確保に努めます。

(6) 生活道路

緊急輸送路以外の道路にあつては、市民及び事業者においても道路管理者（川崎区役所道路公園センター）に対する被害情報等の提供や、瓦礫の撤去などの軽微な作業を実施します。

1.3 防災関係機関の活動拠点

警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等の防災関係機関による活動には、宿营地や車両置き場、資材置き場等が必要になることから市域を南部、中部、北部の各地域に分け活動拠点を設置します。

(1) 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため配置します。

名称	所在地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町 2 2 - 6
等々力陸上競技場	中原区等々力 1 - 1
等々力緑地東駐車場	中原区等々力 1 - 1
県立百合丘高校	多摩区南生田 4 - 2 - 1

(2) 自衛隊の活動拠点

名称	所在地
川崎競馬場場内駐車場他	川崎区富士見 1 - 5 - 1
等々力緑地運動広場	中原区等々力 1 - 1
等々力緑地多目的広場	中原区等々力 1 - 1
県立生田高校	多摩区長沢 3 - 1 7 - 1
川崎国際生田緑地ゴルフ場	多摩区枳形 7 - 1 - 1 0

(3) 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため配置します。

なお、消防訓練センターは、応援部隊が進出目標とする拠点（進出拠点）とし、応援部隊の円滑な受け入れや応援活動に必要な情報を提供する体制を整えます。

名称	所在地
川崎富士見球場及び周辺	川崎区富士見 2-1
富士見球場	川崎区富士見 2-1
等々力緑地催し物広場	中原区等々力 1-1
等々力緑地テニスコート	中原区等々力 1-1
等々力球場	中原区等々力 1-1
消防訓練センター	宮前区犬蔵 1-1 0-2
県立生田東高校	多摩区生田 4-3 2-1

(4) 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区の小向仲野町5-1に配置します。なお、消防局航空隊によるヘリコプターの運航支援実施場所は市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町5-1）です。

(5) 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点の臨時離着陸場を補完するため、重症患者等の後方搬送拠点を配置します。

名称	所在地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1-5-1
等々力補助競技場	中原区等々力 1-1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6-1 5-1

(6) 水道事業者の活動拠点

名称	所在地
長沢浄水場	多摩区三田 5-1-1

(7) ライフライン事業者の活動拠点

名称	所在地
宗教法人平間寺 自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1-1-1
県立大師高校	川崎区四谷下町 2 5-1
会館とどろき	中原区宮内 4-1-2
等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4-1
県立住吉高校	中原区木月住吉町 3 4-1
県立菅高校	多摩区菅馬場 4-2-1

(8) 他都県市等からの応援の活動拠点

医療・応急危険度判定士等の活動拠点を配置します。

名称	所在地
川崎競馬場 1号スタンド	川崎区富士見 1-5-1
川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
県立川崎工科高校	中原区上平間 1700-7
県立多摩高校	多摩区宿河原 5-14-1
県立麻生高校	麻生区金程 3-4-1

1.4 災害ボランティア

被災者に対する救援と被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、関係機関・団体等と連携を図りながら、被災者ニーズの把握やボランティア団体等への情報提供を行います。また、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）と協議の上、ボランティアの活動拠点となる「川崎市災害ボランティアセンター」（支援センター及び地域センター）等を設置し、必要な資機材の確保に努め、必要な支援を行います。さらに、市内外を問わず、迅速に災害ボランティアの受入体制を構築します。

(1) 一般ボランティア

ア 社会福祉協議会及び市民活動センター等と協働して、被災者ニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努め、必要とするボランティアの活動内容、必要人員等について情報の提供を行います。

イ 災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、市社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、支援センターを川崎市総合福祉センター内に設置し、社会福祉協議会及び市民活動センターに対し運営等の要請を行います。また、地域センターを必要な区に設置します。

地域センター設置候補施設

施設名	住所	備考
教育文化会館	川崎区富士見 2-1-3	
労働会館（サンピアンかわさき）	川崎区富士見 2-5-2	現在休館中

(2) 専門ボランティア

ア 医療ボランティア、応急危険度判定ボランティア、介護ボランティア、動物救援ボランティアを活用する局については、各局に市専門ボランティア本部を設置し、被災者ニーズの把握や情報提供、派遣要請、活動場所の提供を行います。また、区と協働し、効果的な活動ができるよう関係機関を含め連携体制を構築します。

## 第5章 区民生活の安定

### 1 被災者の生活支援

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられます。このため、防災関係機関等と協力し混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講じます。

なお、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の状況に応じ、関係団体と連携して必要な支援を実施する体制を確保します。

また、発災時に被災者への支援を迅速に行うため、平時から被災者支援制度の情報の把握・整理などに努めるとともに、職員研修等を通じて被災者支援に関する職員の理解や事務の習熟を図ります。

#### (1) 相談窓口の開設

必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施します。

- ア 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努めます。
- イ 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図ります。
- ウ 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図ります。
- エ 相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行います。

#### (2) 弔慰金・見舞金等の支給

市は、災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び災害遺児等福祉手当を支給します。

#### (3) 市税等・保険料等の減免措置等

##### ア 市税等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとします。＜資料1 2＞

##### イ 市国民健康保険

（ア）保険料免除

（イ）一部負担金減免

##### ウ 後期高齢者医療保険

（ア）保険料徴収猶予

（イ）保険料減免

（ウ）一部負担金減免

##### エ 市介護保険

（ア）保険料徴収猶予又は減免

（イ）利用料免除

##### オ 国民年金保険料

保険料免除

#### (4) 罹災証明書の交付

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を交付します。また、罹災証明書の交付に当たっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制との確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部

局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととします。

ア 発行手続

罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書（確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき発行します。

イ 建物被害認定調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施します。

ウ 証明書発行者

罹災証明書は原則、区長が発行し、火災に関する被災については、消防署長が発行します。

エ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明します。

(ア) 住家、住家以外の建造の被害

- a 全壊・全焼
- b 大規模半壊
- c 中規模半壊
- d 半壊・半焼
- e 床上浸水
- f 床下浸水
- g 準半壊
- h 準半壊に至らない（一部損壊）

(イ) 住家等に付帯する工作物、動産、その他

## 2 被災者の住宅確保

区本部は、応急仮設住宅の需要の把握及び維持管理、入居必要被災者の把握及び生活支援等を行います。

また、市本部は応急仮設住宅以外に市営住宅等の空き家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供も行います。

## 第6章 南海トラフ地震に係る対応

### 1 主旨

南海トラフ地震とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震で、東海地震を包括する地震のことです。

市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域ではありませんが、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、市の南海トラフ地震に係る対応を定めます。なお、現時点の科学的な知見では、地震の発生時期・規模・位置等についての確度の高い予測は困難であるとされていることに留意するものとします。

### 2 南海トラフ地震の震度等

国が実施した南海トラフの巨大地震に関する被害想定（平成24年8月発表）によると、本市における最大震度は5強とされています。また、川崎区においては、津波が最短80分で到達すると見込まれています。なお、本市においては、内閣府による「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」に定める「事前避難対象地域」（津波浸水想定区域から、地震発生時に津波からの避難が可能な範囲を除いた地域）は設定していません。

また、長周期地震動（周期の長いゆっくりとした大きな揺れ）の発生により、高層ビル等は大きな揺れが発生する可能性があります。

### 3 南海トラフ地震に関連する情報

#### （1）南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で南海トラフ地震の前兆現象の監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

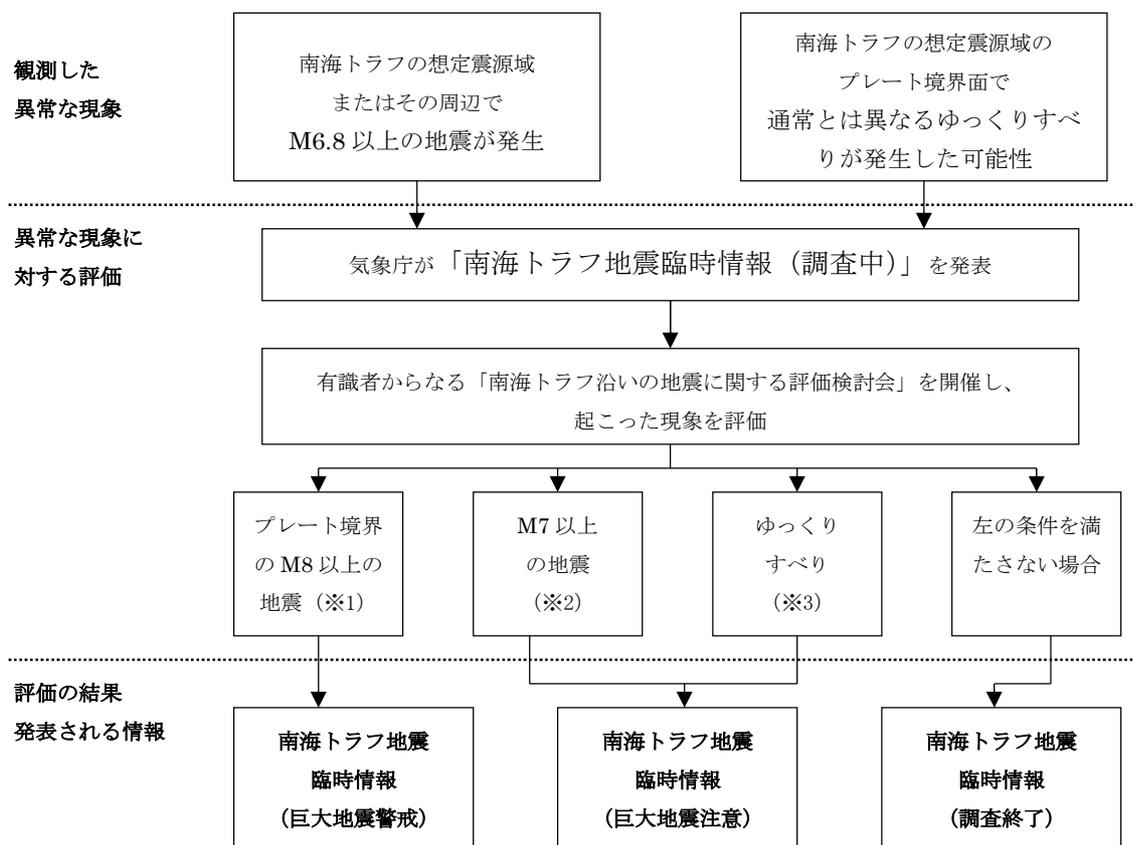
南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表されます。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより、臨時に南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生</li> <li>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

※ 情報発表までのフロー（概念図）

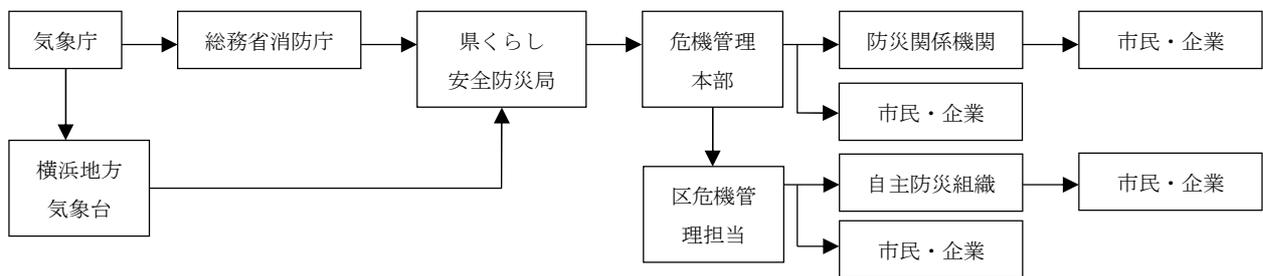


- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

(3) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次の伝達系統図によるものとします。

・南海トラフ地震臨時情報の伝達系統図



4 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

地震発生からの経過時間	プレート境界のM8以上の地震 (半割れケース)	M7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表 ●個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表 ●個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表 <巨大地震警戒対応> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 <巨大地震注意対応> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 <巨大地震注意対応> ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表 <巨大地震注意対応> ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
2週間	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
すべりが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

## (2) 広報

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の広報活動については、市が保有する広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接住民に正しい情報を提供し、混乱防止に努めるものとします。

### ア 実施する広報内容

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報の内容
- (イ) 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- (ウ) 地域住民が取るべき措置
- (エ) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

### イ 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、自主防災組織等を通じた伝達ルートを用いて行うとともに、職員に対しても電子メール等により伝達します。

また、外国人等への情報伝達について配慮するものとします。

## (3) 区による事前対応

### ア 食料・飲料水等の調達準備

地震発生の際に円滑に食料・飲料水・生活必需品の調達・供給を行えるよう、対応手順の確認や、関係団体との連絡体制を確立します。

### イ 資機材の点検等

発災後に応急対策を円滑に実施できるよう、必要な資機材の点検・整備等を行います。

## 5 市民・事業所等の対応

### (1) 市民等の対応

市民等は、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、正確な情報の把握、家具の転倒防止、非常用持ち出し品の確認、避難方法の確認など、一定期間地震に注意した行動をとることを基本とします。

### (2) 事業所等の対応

事業所等は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することが望ましいです。

石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、必要に応じ、防火・消火設備、防災資機材等の点検を実施するものとします。

## 川崎区地域防災計画

(令和7年3月改訂)

編集発行 川崎区役所危機管理担当

〒210-8570

川崎市川崎区東田町8番地

電 話 044-201-3327

F A X 044-201-3209

E-Mail 61kikika@city.kawasaki.jp